[巻頭言]

住宅政策の今後の展開

由木文彦

国土交通省住宅局長

わが国は、少子高齢化・人口減少の急速な進展という構造的な転換点を迎えています。

近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、本年3月に閣議決定された新たな住生活基本計画では、「居住者」「住宅ストック」「産業・地域」の3つの視点から、国民それぞれのニーズに合った住生活を提供するとともに、安全・良質で安心できる住環境を実現できるよう、取組を推進することとしています。

まず、若年・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の 実現に向け、子育て世帯向けリフォームや三世代同居・近居等の促進を図る とともに、サービス付き高齢者向け住宅の整備促進等に取り組みます。さら に、住宅の確保に特に配慮を要する方の居住の安定確保に向け、住宅セーフ ティネットの機能強化等に取り組んでいきます。

また、住宅が資産として次の世代に承継されるよう、長期優良住宅化リフォームの推進等により既存住宅の質の向上を図るとともに、インスペクション等の活用により、良質な既存住宅が適正に評価され、安心して取引される環境の整備に取り組みます。併せて、急増する空き家については、利用できるものは利用し、除却すべきものは除却するという考えのもと市区町村の取組を支援します。

さらに、強い経済の実現に向け、住生活産業の成長を促進するとともに、 質の良い居住環境やコミュニティ形成を促進し、住宅地の魅力の維持・向上 に取り組みます。

こうした取組を着実に推進し、国民一人ひとりが真に豊かさを実感でき、 安全で魅力ある住生活の実現を図って参ります。

目次●2016年秋季号 No.102

[巻頭言] 住宅政策の今後の展開 由木文彦 ――1

[特別論文] 住宅を時間軸で考える 深尾精ー ――2

[論文] アジアの住宅価格と海外資本流入、為替制度、資本規制との関係

大野早苗 ---10

[論文] 親の介護を誰がするか? 小川光・古村聖 ――20

[論文] 建築基準法規制強化が既存建築物の増築・建替えに与える影響

野原邦治 ——28

[海外論文紹介] 住宅価格と既婚女性労働力参加の因果関係 **平河茉璃絵** ――36 エディトリアルノート ――8

センターだより ――40 編集後記 ――40

住宅を時間軸で考える

住宅の長寿命化はほんとうに必要か

深尾精一

既存住宅の将来予測

まず、図1を見ていただきたい。これは、筆者がセンター長を務めている、一般財団法人ベターリビングのサステナブル居住研究センターの研究成果として発表したもので、2020年、2030年のわが国の住宅ストックの状況予測を、人口ピラミッドに倣い、「築年ピラミッド」として表わしたものである。縦軸が築年、すなわち建設後の年数であり、横軸は該当する住宅の戸数である。右側に木造、左側に非木造と、分けて表示しており、それぞれに戸建てと共同建てが含まれている。

このような予測は容易ではなく、住宅の滅失率の推計などにはいくつかの仮定が入っており、今後の新規建設戸数は、近年の趨勢からの予測であるが、今後の世帯数の予測から求められる必要住戸数と比較すると、的外れな推計ではなさそうである。

このグラフからわかることは、わが国は超高 齢化社会が到来するが、同時に、超高齢住宅ス トック社会になるという事実である。

そもそも、このような推計となる理由の一つとして、わが国の住宅の寿命は、すでにかなり長いものになっていることがある。日本の住宅の寿命が25年であるとか30年であるとか言われたのは、主に戦後から1970年頃までに建設された住宅に関する統計をもとにしたものであり、1970年代が過渡期で、1980年以降に建設されたものは、半減期がすでに50年近くと推測されて

いる。非木造の共同住宅について言えば、1970年以降の建設のものの寿命は50年を超えているといってよい。現在、国が進めている施策の一つに、長期優良住宅制度があるが、そのベースとなっているセンチュリー・ハウジング・システムの研究を当時の建設省が行なったのは1980年からの5年間であり、それ以前の住宅が、長期耐用性の観点からみるとかなり問題を含んでいたための研究であった。いわゆる新耐震設計法と呼ばれる現行の耐震基準の基本的な部分の施行は1981年であるから、耐震性などの物理的性能に関しても、このころがターニングポイントであったと言ってよい。そして、それからすでに35年が経過しているのである。

図1の2030年、すなわち14年後の形は、2030年の人口ピラミッドの予測の形と驚くほど似ている。もし、高齢者が築年の長い住宅に住んで、若年層が新しい住宅に住むとすれば、全体のバランスとしてはフィットしているとさえ言えるのである。高齢になると、住環境の変化への対応は難しくなるし、若者はつねに新しいものへの変化を求めるものであるから、暴論ではない。ただ、この図からわかるように、築年ピラミッドの高さは、人口ピラミッドの高さより2~3割低いのである。あと少し長寿命化を図り、住宅の寿命がそこに住む人間の寿命と同じ程度になればよいのではないだろうか。

二百年住宅は現実的か

住宅はもっと長持ちすべきであるという意見

もあるであろう。30数年前にセンチュリー・ハ ウジング・システムの開発が行なわれたときは、 部品群ごとに耐用年数型というものを設定して、 短い耐用年数のものを取り換えるときに、長い 耐用年数型のものを傷めないで(道連れ工事を 少なくして)交換できるようにしようというの が基本的な考え方であった。そして、その際の 躯体の耐用年数は60年型とされたのである。そ れは、最低でも50年はもつように設計し、しっ かりと維持管理をすれば100年はもつようなも のを60年型と設定したのであり、それが百年住 宅と言われるようになった経緯である。

百年住宅を目指すというのは新味がないとい うことで、200年を目指そうという動きもあっ たが、それはむしろ、無責任なのではないかと 筆者は考えている。そもそも、将来の技術の進 歩に関して50年を超えて予測することは困難で あるし、生活のしかたがどのようになっている かも想像がつかないであろう。そのなかで、変 化の度合いを予測するとすれば、過去に遡って 変化を見てみるべきである。

日本の住宅の造り方を大きく変えたものに、 アルミサッシがある。昭和40(1965)年に本格 的に始まったアルミサッシの導入は、その気密 性の高さで瞬く間に日本の住宅を変え、掃除の

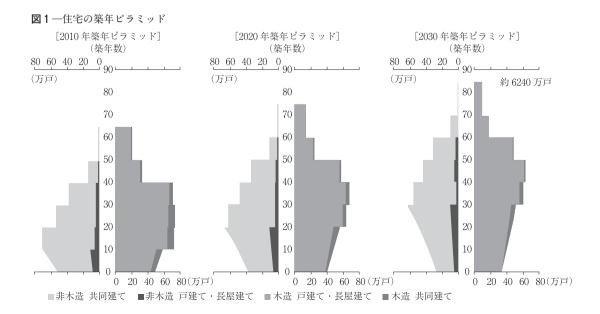
(著者写真)

ふかお・せいいち 1949年東京都生まれ。東京大学 卒。同大学院博士課程修了。東 京都立大学助教授、同教授(大 学改組により首都大学東京教 授)を経て、現在、首都大学東 京名誉教授。専門は建築構法学。 主な作品:「実験集合住宅 NEXT21 (協働)|「繁柱の家|など。主な著 書:『住まいの構造・構法』(放送

大学教育振興会・2004年) など。

仕方まで変えてしまった。雑巾がけをする中間 領域の縁側を不要にしてしまったのである。

しかし、その変化でさえ、そのサッシに入っ ている板ガラスの出現ほどは大きな変化ではな い。わが国で板ガラスの本格的な生産が始まっ たのは明治42(1909)年で、住宅に普及するの は昭和に入ってからである。ということは、百 年前にはわが国のほとんどの住宅にはガラスが なかったのである。いくら伝統的な住宅の造り 方が住まいとして好ましいと言っても、現在、 ガラスのない住宅を建てる人は皆無であろう。 筆者は団塊の世代であり、子供の頃にはアルミ サッシはなかったから、アルミサッシのない住 宅の住み方は想像することができる。しかし、 ガラスのないところでの住み方は想像すること ができない。このことが、住宅の寿命は人間と



同じ程度が望ましいのではないかと筆者が考える理由の一つである。

ともかく、「高齢住宅」をどのように使いこなすか、ということがこれからの住宅の課題であることは間違いない。

既存の住宅ストックの課題

今世紀に入ってから、特にここ数年の間に建設された住宅は、開口部には複層ガラスが使われはじめ、木造住宅に関して言えば、断熱化とそれに付随する外壁構法の耐久性の向上策等によって、質の向上が図られ、快適な住生活の場を提供するものとなっている。しかし、2030年の段階での既存ストックの過半の住宅は、熱環境一つをとっても、このままでは十分快適なものとは言えない。しっかりと断熱され、その内側にある程度の熱容量のある空間の快適さは、夏冬ともに素晴らしいのであるが、既存の住宅に住む大半の高齢者は、その良さを知ることなく、エアコンやストーブに頼った温度コントロールをしているのではないだろうか。

これは、省エネルギーのために断熱化をすべ しということが強調されてきたため、快適さの 度合いがあまり語られてこなかったことにもよ るのであろう。わが国の温暖な地域においては、 冷暖房費はそれほど大きな問題ではなく、特に 既存ストックの断熱改修によって負荷の低減を 図っても、費用対効果からすると、改修は進ま ないであろう。

このため、近年では、健康な暮らしを営むために、特に高齢者のヒートショック等に起因する住宅内事故を低減するために、住宅の断熱化等を進めようとする動きが盛んになってきている。このことは、望ましい動きであるが、健康上の問題だけでなく、日常の快適性の重要さを、より訴求すべきではないだろうか。

わが国の戸建住宅の特性

そのような改修・リフォームの機運が高まり、 性能的な向上が図られたとしても、既存住宅ス トックの活用には、課題が多い。

住宅の寿命が人間のそれとほぼ同じになった として、生まれてから一生、同じ家に住む人は それほど多くはないであろう。いたとしても、 その家に住む世帯のなかでの立場は大きく変化 するから、その家に満足した形で住み続けられ るかどうかは疑問である。そこで問題となるの が、わが国の住宅の造り方の特性、広く言えば この100年、狭く言えばこの50年の特徴である。 それは、新築時に高度にカスタマイゼーション を行なって家を建てるという仕組みであり、そ の結果の顧客満足度の高さが、世界的に見ても 特殊な「住宅産業」を成立させたのである。そ れは、いわゆるハウスメーカーによる住宅に限 ったことではなく、工務店が造る注文住宅にお いても、建築家が設計する住宅においても、同 じように見られる特徴である。

そのことは、日本の木造住宅の造り方が室町時代以降、かなりシステマティックに整備され、自由な間取りを構成する構法として成立してきたものが、大正から昭和初期にかけて、一般的な住宅の建設に広く取り入れられるようになったことと無関係ではない。さらにその生産システムが、近年の狭小な敷地にも対応できるものであったため、建売住宅も含めて、カスタマイズされた住宅によってストックが蓄積されてきたのである。

間取りの決定に居住者が容易に参加できるということに代表されるこの仕組みは、顧客満足度を高める手法として、プレファブ住宅・ツーバイフォー・在来木造を問わず、取り入れられてきた。その結果、他人の建てた住宅は「中古住宅」ということになっているのである。

カスタマイゼーションの是非

一方、共同住宅に関して言えば、公共集合住宅はもちろんのこと、区分所有法による分譲マンションに関しても、高額の特殊な物件を除いて間取り等はあらかじめ決定されており、カスタマイズできる範囲は仕上げやキッチン設備等

に限られている。いわゆるお仕着せである。そ のことに対して、わが国では不満や物足りなさ を感じる居住者や研究者が多く、二段階供給方 式などの開発が試みられてきた。高額なマンシ ョンを買うのに、どうして戸建注文住宅のよう な、希望に合わせた間取りのものが手に入らな いのだという思いからである。

いわゆる SI 住宅、スケルトンとインフィル を分離する考え方は、耐用年数の異なる設備配 管や設備部品などを躯体に埋め込まないという 考え方であると同時に、間取りが自由になるシ ステムであるとも受け取られている。国際的に は、スケルトンではなく、サポートとインフィ ルの分離という考え方が、「オープンビルディ ング」として追求されてきたが、共感をもつ建 築関係者は世界的に存在していても、現実の集 合住宅の建設として実例がいくつかあるのは、 日本・オランダ・フィンランドくらいである。 新築時のカスタマイゼーションと建設後の維持 管理の柔軟性とを同時に求めた SI 住宅は、前 者については広がりをみせていない。

その背景には、集合住宅が供給されている市 場において、カスタマイゼーションによる顧客 満足度の向上がそれほど必要とされていないと いうことがある。そして転売時には、極端にカ スタマイズされた住戸は、それが当初よりレベ ルの高いものになっていても、売りにくいとい うこともある。もちろん、そのことは、リフォ ームのしやすい躯体という SI 住宅の特長を否 定するものではないが、カスタマイゼーション の是非という問題の難しさでもある。

しかし、繰り返しになるが、戸建住宅の分野 では、間取りを中心としたカスタマイゼーショ ンが、極めて有力な供給手法として取られてき た。そしてそれが、既存住宅ストックの活用に とって、避けて通ることのできない重荷となっ ているのである。つまり、新築時に建て主の希 望に合わせて極度にカスタマイズされた住宅は、 その他の住まい手にとっては、他人の希望に合 わせて作られたものと映るのである。また、そ

のカスタマイゼーションが間取りを中心に行な われていて、その平面設計の結果が住宅の立面 を構成するということも、貧しいといわれる日 本の戸建住宅地の景観の特徴となっている。

一方で、これだけ顧客満足度の高い住宅生産 の仕組みを構築している国は他にはなく、その 結果として住宅のレベルは確実に向上してきた。 住宅のカスタマイゼーションが良いことなのか 問題のあることなのかは、永遠の課題である。

既存住宅の流通

わが国は、既存住宅の流通が米国に比べて極 端に少なく、それがストックを活用すべき時代 において、大きな課題だと言われている。しか し、カスタマイズされて建設された住宅を入手 しようとしたときに、新築時と同じような満足 度を顧客に求めることはかなり難しい。そのこ とを解決しなくては、流通促進は図れないであ ろう。そもそも、「中古住宅流通」の促進と言 っている時点で、ストックの捉え方が間違って いるのである。

米国の戸建住宅団地の多くは、十分な広さと 性能を有した建売住宅であり、その外観の改修 などは、規約によって厳しく制限されている。 コミュニティと呼ばれる戸建団地の住宅群は、 持ち主が構成するアソシエーションが、日本の マンションの管理組合のように機能しており、 顧客の住宅購入は、どの住宅を選ぶかというこ とよりも、どの住宅団地・コミュニティを選ぶ かという判断で行なわれているようである。そ うなると、既存住宅ストックの流通は、わが国 でもマンションの住戸の流通がある程度行なわ れるようになってきているように、抵抗なく行 なわれるのであろう。

となると、日本における戸建住宅ストックの 流通は、かなり難しい課題であり、購入者の顧 客満足度をどのように高めるのかという仕組み の構築が不可欠である。リフォーム等によって その促進を図るのは簡単なことではない。ホー ムインスペクションの普及等によって、流通時 の不安をなくそうというのはある程度有効な方 向であるが、それはあくまでもマイナス要因を 減らそうということであり、新築時のような顧 客満足度を高める仕組みとはならない。

流通時の顧客満足度を高めるための有力な手段となりそうなのは、一部で始まっている情報技術を駆使したマッチングによる顧客満足度の獲得である。極めて多くの選択肢の中から、自分の要望に適した物件を見出すことができるとすれば、その満足感は相当なものとなるであろう。しかし、その満足度は、新築時に行なわれている注文への対応に比べれば、高いとはいえないであろう。既存住宅の流通を促進するための、顧客満足度に関する方策は、今後探求すべき大きな課題である。

ストックとしてのマンションの課題

いわゆるマンションと呼ばれる分譲集合住宅は1970年代以降急速に増えはじめ、現在では都市部の主要な住宅ストックとなっている。すでに述べたように、それらはいまだほとんど除却・建て替えが行なわれていないが、かなりのストックが問題を抱えはじめている。その課題の多くは、さまざまな状況にある区分所有者が、共同で適切な維持管理を行なうことの難しさなどの、ソフトな仕組みに関することであるが、それらに関する議論は専門の方々に譲るとして、本稿では、共同住宅のハードな面に関して述べてみたい。

1980年代初期に、当時の建設省によって、いわゆるセンチュリー・ハウジング・システムの開発研究が進められていたころ、民間マンションでは浴室が工場生産のユニットで造られるようになっていたが、それらのマンションは浴室ユニットの交換のことを考えて設計されてはいなかった。しかし、マンション全体の寿命、耐用年数と浴室ユニットの耐用年数は当然異なるから、将来のユニットの交換は必須である。そのような将来の配慮を十分につくした設計をすべきであるというのがセンチュリー・ハウジン

グ・システムの考え方の根幹であった。そして、 集合住宅に必須の縦配管、特に汚水・雑排水の 排水経路を、下階の住戸の内部に設けないこと が主張された。

当時のセンチュリー・ハウジング・システムの考え方は、長期優良住宅制度などに引き継がれ、現在の戸建住宅のレベルは、当時目指したもの、もしくはそれ以上のものとなっているが、この集合住宅の排水経路については、いまだに当時の目標に届いていないもものがほとんどである。しかし、今後、共同住宅のリノベーションが本格化するにあたって、このことは大きな障害になるのではないかと筆者は考えている。特に、区分所有法によっている分譲マンションでは大きな問題であろう。

マンションストックの将来については、超高層住宅の将来を危惧する声が聞こえるが、この排水経路に関しては、超高層集合住宅は優等生である。これは、超高層の場合、上層部と下層部では間取りだけでなく、住戸割まで変えることが普通であるため、住戸内に縦排水経路を取ることができないためである。新築時の市場原理で設計が決まっていることによる結果であるが、マンションストックの今後に立ちはだかる壁は、かなり高いと言わざるをえないであろう。

団地型集合住宅というストック

一方、マンションとは異なる日本の集合住宅の系譜に公共集合住宅があり、そのかなりものものが団地型の集合住宅として建てられている。この団地の住宅の寿命をどう考えるか、どのようにストックとして活用していくかも、かなり難しい課題である。例えば、UR都市再生機構が日本住宅公団として発足したのが昭和30(1955)年であるが、初期の30年代に建設されたものは建て替えが進んでいる。それに対し、1970年代前後に建てられた、メインストックと呼ばれているものは、近い将来に築後50年を超えることになるが、建替えるのも困難な状況であり、構造性能などの物理的耐久性に関しては、

さらに使い続けることが可能とされている。また、それを実行するための準備が進められている。しかし、URのストックも地域によってその置かれている状況は千差万別であり、活用の難しい住宅も少なくない。この問題は、それだけで重要なテーマであり、本稿で扱うには大きすぎるが、ここではいくつかの課題を指摘しておきたい。

その一つは、ストックのキャパシティと呼ば れる問題である。リノベーションの際などに、 どのようなことが可能であるかを示す指標であ るが、公共集合住宅のかなりを占める4・5階 建ての中層壁式構造住宅は、その構造方式によ って耐震性は担保されているものの、かなり制 約の大きな躯体であり、住戸の中の壁梁などが 自由なリフォームを妨げる要素になっている。 さらに、階高が2.6mなどと、極端に低いため、 その梁下寸法も低いのが実態である。一方、若 い人々の身長は、それらのストックが建設され たときに比べて、確実に高くなっている。高齢 化が進んでいる団地の今後の活性化のためには、 さまざまな年齢層のミックス居住が望ましいが、 その点からも、団地型集合住宅のストック活用 は課題が多いと言わざるを得ない。

となると、団地のすべての住棟を活かすので はなく、残すべきものは残し、他は除却したり 建替えたりすることによって、更新を図ること が考えられよう。しかし、そこで立ちはだかっ ているのが、団地として建てられているという 事実である。個々の住棟が接道していなくても、 一つの団地として敷地が構成されていれば、一 団地認定という手法で建設が可能となる建て方 であり、それが「団地」を形成してきたのであ る。その結果、団地は緑が多く、子供たちが安 全に遊べる空間が広がっており、それが団地の 最大の魅力であるとされている。別の見方をす ると、団地の建設時に、自治体に負担をかける ことができないので、公の道路などをできるだ け減らして建てたのである。その結果、年を経 て、団地の中の一棟だけを建て替えようとして

も、他の住棟を含めて手続きが必要となるとい う仕組みになっており、それがさまざまな制約 となっている。

おわりに

以上みてきたように、一口に住宅ストックの 寿命と活用といっても、今後増えるものも含め て、わが国の住宅ストックはきわめて多様であ る。その多様さは、構造種類・生産方式に関し ても多様であるだけでなく、それぞれが、時間 軸上での変化が大きいものとなっている。この、 わが国特有の条件に対して、どのような解を見 出していくかは、われわれに課せられた大きな 課題である。

特に、木造を中心とする戸建住宅と、鉄筋コ ンクリート造を中心とする共同住宅との間に、 構法の共通性が少ないことも、わが国特有の状 況である。例えば、北米西海岸の共同住宅には 木造のものが多く、その構法は、戸建住宅の日 本で言うところのツーバイフォーと共通したと ころが多い。また、ヨーロッパの集合住宅はコ ンクリートブロックなどの組積造で建設されて いるものもあって、それらは戸建の造り方と共 通している。そのような状況のなかでは、住宅 の維持保全の手法も共通するものが多く、特に それを支える生産組織の融通性が高い。一方、 わが国は高度成長期の大きな市場を前提として、 戸建とマンションの生産組織がまったく独立し て形成されてきた。これからの減少社会におい て、その二つの組織を別々に維持していくこと は、大きな負担となろう。

一方で、ストックの活用のための方策を探ることは、ソフト面・ハード面を含めて、個別解を探る作業である。そうなると、そのことに向かい合う人材の育成こそが、この課題を解く鍵なのであり、住宅ストック活用社会に求められることであろう。

エディトリアルノート

市場がグローバル化することで 国際的な金融市場が国内の住宅価 格変動にも影響を及ぼすようにな った。今後の住宅政策を考えてい くうえでも、その影響を的確にと らえることが重要になっている。

大野論文(「アジアの住宅価格 と海外資本流入、為替制度、資本 規制との関係一は、中国、香港、 韓国、台湾、シンガポール、マレ ーシア、タイ、インドネシアの8 カ国を対象に、資本流入が住宅市 場に与える影響を分析している。 まず、海外資本がアジア諸国の住 宅市場に流入する経路として、直 接的経路と間接的経路があるとし ている。直接的経路は非居住者が アジアの住宅を取得することによ り海外から資本が流入する経路、 間接的経路は海外資本の流入がマ ネタリーベースの増大を誘発させ て資本が住宅市場に流れる経路で ある。海外からの住宅の直接取得 は限られるために、効果は限定的 とも言われるが、間接効果も考え ると有意な影響があるかもしれな い。また、通貨価値上昇の回避策 としての為替介入が外貨準備を累 増させ、国内の流動性の増大を通 じて資産価格インフレ・バブルの リスクを高める可能性がある。

分析結果から、所得水準が上昇 すると住宅価格も上昇すること、 資本取引の自由化が進んでいる国 のほうが住宅の伸び率が高くなる ことより、自由化が進んでいる国 のほうが海外資本の流入規模が拡 大し住宅市場に流入した外国資本 によって住宅価格が押し上げられ ていることを示唆している。また、 為替変動を許容しない為替政策を 実施している国において住宅価格 の上昇傾向が示されている。アジ ア通貨の先高予想と住宅価格の上 昇にも正の関係がある。これらか ら、国際流動性の増大を背景にア ジア向け海外資本の流入が増大し、 いるケースも多く、結果として長 それがアジアの住宅価格を押し上 げてきた可能性があると言える。

ただ、大野論文で指摘している ように、分析は主として住宅価格 の需要要因を扱っており、建設コ ストなどの供給要因は含まれてい ない。また、各国の住宅融資動向 の影響も加味する必要がある。

アジア諸国は住宅価格が急騰し た要因を、非居住者による住宅投 資が原因と判断し、住宅投資を抑 制する資本規制が行なわれたが、 間接的経路を通じた効果があるた めに、規制の効果は限定的である。 大野論文の分析結果は、住宅価格 を制御する政策当局にとって、お おいに参考になるのではないかと 思われる。

少子高齢化社会に入り、高齢者 介護は社会の大きな重荷となって いる。日本は世界的にも長寿国と して知られているが、健康でいる 年数である健康寿命が必ずしも十 分に延びておらず、介護期間が長 期化する傾向にある。また、子ど もの数が減っているために、親の

ケアに対する子どもの負担がより 増大している。今後、財政的に厳 しくなるなかで、高齢者介護に対 する社会的な支援も限られてくる ことを考えると、介護問題はます ます深刻になるだろう。

日本では家族が介護者となるこ とが多い。特に、長男は家を継ぐ という意識もあってか、同居して 男夫婦が介護にあたることも多く なる。しかし、欧米では長男以外 が介護を行なうことも多いという。

小川・古村論文(「親の介護を 誰がするか?:兄弟間所得格差と 居住地選択 |) は Konrad らの研 究を拡張し、伝統や慣習によらず、 経済的誘因に基づく兄弟の意思決 定の結果として、長男が主たる介 護者になることをどのように説明 できるのかという問題に挑戦して いる。まず、高齢の親と成人した 兄弟からなる家族を想定し、自分 の消費財と親の介護総量からなる 効用関数を子どもが持つと仮定す る。次に、長男、次男、親の順に 線分上に立地点を定め、子と親が 離れているほど、介護のための費 用がかかるものとする。

そして、兄弟の所得差があるこ とを仮定して、4つの均衡パター ンがあることを示している。次男 の所得が長男よりもかなり大きい ときは、次男が親と同居して親の 面倒をすべてみる。逆に長男の所 得が次男よりもかなり大きいとき は、長男が親と同居して親の面倒 をすべてみる。

次男の所得が長男よりも若干多 いときは、兄弟とも親と同居し、 両方が親の面倒をみる。

長男の所得が次男よりも若干多 いときは、長男が親と同居して中 心点に立地し、次男が端点に立地 し、長男がより多めに親の面倒を みる。

このモデルの背後にあるのは、 親の介護を相手に押しつける戦略 的行動であるが、効用関数に親の 介護量が含まれていることでわか るように、完全な利己的プレーヤ ーではない。

小川・古村論文の中でも紹介さ れているように、第一子のほうが 親のかける教育費が高く、結果と して長男のほうが次男よりも若干 所得が高くなるとすれば、長男が 親と同居し次男が遠くに立地する という均衡となるが、ステレオタ イプ的な日本の家族像を示してい るところが興味深い。

介護の問題をモデル化する際に は、遺産動機に着目する方法もあ る。また、姉妹を入れるとどうな るかなど、まだまだ拡張の余地は 多い。拡張されたモデル分析の続 編を是非拝読したい。

建物が建てられてから建築基準 法が改正されたり、都市計画変更 がなされたりした場合などに、新 たな規制のもとでは許容されない 状態になることがある。これを既 存不適格という。既存不適格は合

法であるが、増築等を行なう際は、持する結果である。 適法状態に修正しなければならな い。結果として、既存不適格建築 物は、長くその状態を存置する傾 向が出てくる。

野原論文(「建築基準法規制強 化が既存建築物の増築・建替えに 与える影響」) は、規制強化して 既存不適格になった建物について、ない状況にあることを意味する。 増築等の凍結効果の計量分析を行 なっている。具体的には「形態不 適格となった場合、増築等の件数 は大きく減少する」、「旧耐震基準 の建物となった場合、増築等の件 数は減少しても大きなものではな い、または増加する」という2つ の仮説を検証している。

川崎市の容積率等の規制が導入 された時期および耐震基準が強化 された時期の前後3年間に新築さ れた3階以上の商業系用途の建築 物を対象としている。それぞれに ついて、増築や建替えの履歴を調 べ、また、既存不適格であるかど うかを判定した。その結果、1804 棟のデータを集めている。

分析の結果、形態不適格になる と、築後30年以内に増築される建 築物の割合は約7割減少し、旧耐 震の場合、築後30年以内に増築さ れる建築物の割合は約9割増加す ることを示している。また、形態 不適格になると、築後30年以内に 旧耐震の場合、築後30年以内に建 替える割合は約5割増加すること を示している。どちらも仮説を支

この結果をもとに、野原論文は、 次のように結論付けている。すな わち、形態不適格となった建築物 の増築等が行なわれないというこ とは、形態不適格の状態が改善さ れず、建築物周囲に対する負の外 部性が長期間にわたって解消され そして、形態規制が建築物周囲に 対する負の外部性をコントロール するものであるという規制本来の 性質を鑑みると、既存の建築物を 当該基準に適合するよう誘導する 方策として、規制ではないより適 切な方策に改善する余地がある。

また、耐震性についても、建築 物の耐震性を外部性対策という観 点で見ると、建築主の私的便益に 応じた改善のみでは社会的に望ま しい改善水準から見て過小に留ま ってしまうとして、現行の規制方 策の改善を提言している。具体的 な提言内容としては外部性に相当 する対価を求めることを示唆して いる

現行の既存不適格に関する仕組 みは、建築状態を新築時にしかモ ニターできないと考えられていた 時代の制度をそのまま引きずって いる。現在は、航空写真や航空レ ーザー測量などの建築後もモニタ ーできる仕組みが整ってきており、 建替えられる割合は約6割減少し、 野原論文でも提言しているように、 そろそろ制度改正すべきではない だろうか。 $(\mathbf{Y} \cdot \mathbf{A})$

アジアの住宅価格と海外資本流入、為替制度、資本規制との関係

大野早苗

はじめに

国際的な流動性の不動産価格に与える影響が 懸念されている。2000年初頭のIT バブル崩壊 の緩和措置として実施された金融緩和政策、ま た世界的に展開された信用創造を経て,国際的 流動性は拡大の一途をたどり、不動産価格の上 昇はアジア諸国でも見られるようになった。サ ブプライムローン問題が顕在化すると世界的な 信用収縮が起こったが、2008年以降は主要各国 が前代未聞の大規模な量的緩和政策を実施し、 世界全体の流動性は再び急拡大した。こうした 国際的な流動性の動向に呼応するように、住宅 価格変動のサイクルが世界的な現象として発生 している。2008年以降、アジアの住宅価格は再 び上昇したが、同時にアジア向け資本流入も増 大していた。

住宅バブルの崩壊は金融機関のバランスシートを毀損し、マクロ経済に甚大な影響を及ぼす。これは1998年のアジア金融危機で各国がすでに経験したことだが、当時と異なるのは、中国でも徐々に資本自由化が進み、海外資本流入が増加しつつあったことである。

アジア各国はそれぞれ独自の為替政策や資本 規制を採用しているが、いずれの国も為替変動 を抑制させる為替政策を採用しており、その反 映として外貨準備が累増している。これまで、 多くのアジア諸国は輸出主導で経済成長を実現 してきたが、その一方で自国通貨を人為的に割 安な水準に誘導しているとの批判もある。成長 著しいアジア諸国にとって、資本移動を規制しながら金融政策の独立性と為替相場の安定を保つ政策を採ることは、3つの政策目標を同時に成立させることはできないという国際金融トリレンマの観点に合致したものでもある。

Aizenman and Jinjarak (2008) は住宅価格と経常赤字に正の関係がみられると指摘しているが、正の相関関係の根拠としては過剰消費が挙げられる。しかし、アジア諸国のように経常黒字国であるにもかかわらず住宅価格が上昇していた国も存在する。さらに、アジアの一部には経常収支が黒字であるにもかかわらず金融収支も黒字化するという双子の黒字を抱える国もあった。このことは、アジア通貨が過小評価されており、将来、アジア通貨が増価すると予想する市場参加者がアジアへの投機を拡大させていたことを暗示しており、投機資金の一部が住宅市場にも流れていた可能性がある。

これに該当する典型的な国が、まず膨大な外貨準備を抱える中国であるが、他のアジア通貨についても増価期待が形成されていた可能性があり、また外貨準備も累増している。さらに、他のアジア諸国の為替レートと人民元レートとの連動性が高まる傾向が見られるが、その背景として中国のプレゼンスの高まりが挙げられる。マレーシアは中国が2005年に管理フロート制への意向を表明した直後に自らも管理フロート制への移行を発表している。また、ドルペッグ制を採用している香港が人民元への連動性を高めるのではないかとの憶測も絶えない。こうした

状況を勘案すると、人民元の先高予想は他の通 貨の増価を連想させるかもしれない。こうした 見方をサポートする現象として、人民元高予想 が顕著になったと予想される時期にアジア各国 への資本流入が急増する傾向がみられる(大野 2009)。

海外資本がアジア諸国の住宅市場に流入する 経路として、直接的経路と間接的経路が挙げら れる。直接的経路は非居住者がアジアの住宅を 取得することにより海外から資本が流入する経 路である。間接的経路とは、海外資本の流入が マネタリーベースの増大を誘発させ、資本が住 宅市場に流れる経路である。アジア諸国は、程 度の差こそあれ、いずれの国も為替介入を実施 しており、その反映として外貨準備が急増して きた。また、為替介入は原則的には不胎化され るが、為替介入の規模が膨大であれば、不胎化 政策が不完全化し、為替介入がマネタリーベー スの増大として漏洩し、銀行融資の増大をもた らす可能性がある。すなわち、通貨価値の上昇 を回避するために実施した為替介入が資産バブ ルをもたらす可能性がある。

非居住者が購入する住宅は、都市部の高級住宅など、アジア国内の住宅市場のほんの一部にすぎない。したがって、非居住者の住宅投資がアジアの住宅市場に与える影響は、存在しても限定的であり、アジア諸国の全般的な住宅価格の上昇は経済成長といったファンダメンタル要因によるものとの主張もある。

しかし、上述したように、間接的経路を経由した海外資本流入の住宅市場への影響を考慮すると、海外資本流入の影響は無視できない規模で及んでいる可能性もある。水際では住宅投資以外の形態で海外資本が住宅市場に流入していたとしても、巡り巡って海外資本が住宅市場に流入していたかもしれない。オフショア市場を抱えるシンガポールと香港を除いたアジア諸国の資本自由化は緩やかなペースで進んでおり、また外資系金融機関による過剰な外貨建て債務が懸念される状況ではない。しかし、根強い通貨先高予想に

(著者写真)

おおの・さなえ 1970年茨城県生まれ。一橋大学 商学部卒。同大学院商学研究科 博士後期課程単位取得。博士 (商学)。高千穂大学商学部助教 授などを経て、現在、武蔵大学 経済学部教授。著書:『アジア の住宅価格に関する検証:国際 金融のトリレンマの観点から』 (共著、日本評論社) ほか。

裏付けされた海外資本流入と急増する外貨準備を念頭におくと、アジアの住宅価格の上昇がどのような要因に起因しているのかを検証することは重要といえる。

本稿では、中国、香港、韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシアの8か国を対象に、資本流入が住宅市場に与える影響を分析する。その際に、国際金融のトリレンマにおける選択肢である資本規制、為替政策に着目し、資本規制の強度や為替変動の伸縮性と住宅価格との関係、あるいはアジア通貨の先高予想との関係について検証する1)。

アジアの住宅価格に対する海外資本流入の影 響を分析した研究には、Kim and Yang (2008) や Tillmann (2013) などがある。これらの先 行研究とは異なり、本研究は海外資本流入が住 宅価格に及ぼす影響を、国際金融のトリレンマ との兼ね合いで分析している。為替レートの安 定化、自由な国際的資本取引、自律的な金融政 策(および国内価格の安定)の3つの政策目標 を同時に達成させることは不可能であり、いず れか2つの政策目標を選択すれば、残りの政策 目標は犠牲にせざるをえない。アジア諸国には 自由な資本取引を制限している国が多いが、そ れでも資本取引は自由化の方向にある。資本取 引の自由化が進むなかで人為的な為替政策を採 用すれば、国内では住宅価格を含めた価格の安 定化が犠牲になる可能性がある。こうした観点 から資本市場の開放度と為替レートの伸縮性を 明示的に扱い、海外資本流入が住宅価格に及ぼ す影響とどのように関連するかを検証する。

本稿の構成は以下のとおりである。第1節で

は本稿の実証分析に用いる資本市場の開放度の 指標、為替変動と通貨の先高予想に関する指標 について概観する。第2節では、アジアの住宅 価格に対する海外資本流入の影響に関するパネ ル分析を行なう。最後に、結論を述べる。

1 アジア諸国の資本市場の開放度、為替 レートの伸縮性、将来の為替予想

1.1 資本市場の開放度

本節では、3つの資本市場の開放度の指標を 提示する。まずは、法定上の(de jure)資本 規制の指標である。先駆的な研究としては Grilli and Milesi-Ferretti(1995)や Mody and Murshid(2005)などがあり、各種の資本規制 項目に関するダミー変数より市場開放度指標を 作成している。さらに、Chinn and Ito(2008) は資本規制の有無を示す指標に関して主成分分 析を実施し、第1成分から市場開放度の指標 (KAOPEN)を作成した。KAOPEN は資本収 支勘定に関する規制だけではなく経常収支勘定 の規制、為替規制、並行為替レートの有無をも 包含した指標となっており、かつ規制の有無だ けではなく市場開放度の強度も表している。

第2の指標は事実上の(de facto)資本規制の指標である。まず、Lane and Milesi-Ferretti(2007)は対外資産と対外負債の総和の対 GDP比を市場開放度の指標として採用した。さらに、Ito and Kawai(2012)は Lane and Milesi-Ferretti(2007)の指標を拡張し、グロスの資本取引量として対外資産と対外負債の和から外貨準備を差し引いたものを使用し、それの対GDP比および対貿易量比の平均を市場開放度の指標と定義している。ここで、Ito and Kawai(2012)の指標を MOPEN と表記すると、以下のようになる。

 $\begin{aligned} &MOPEN_{i,t} {=} (TALGDP_{i,t} {+} TALTRADE_{i,t})/2 \\ &TALGDP_{i,t} {=} (Total \ External \ Assets_{i,t} \end{aligned}$

- + Total External Liabilitis_{i,t}
- -Official Reserve Assets_{i,t})/GDP_{i,t}

TALTRADE_{i,t}=(Total External Assets_{i,t}

- + Total External Liabilitis i.t
- -Official Reserve Assets_{i,t})

$$/(Export_{i,t} + Import_{i,t})$$
 (1)

第3の指標として以下の指標を用いる。Edison and Warnock (2003) は S&P 社と International Finance Corporation (IFC) が公表している株式時価総額のデータを用いて、以下のような外国人所有に関する規制 (foreign ownership restriction: FOR) の指標を作成した。

$$FOR = 1 - MC^{IFCI}/MC^{IFCG}$$
 (2)

ここで、MCIFCI は S&P 指数採用銘柄の時価総額であり、MCIFCI は S&P 指数採用銘柄のうち流動性が高く非居住者でも投資可能な部分の時価総額である。したがって、FORが高ければ、株式市場の開放度は低いと判断する。

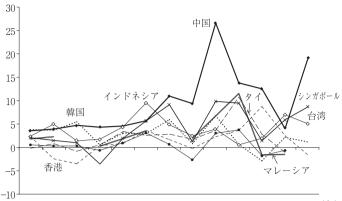
なお、KAOPEN と MOPEN は金融資本市場の全般的な開放度を示す指標であるのに対し、FOR は株式市場の開放度を示す指標である。外国人投資家が新興国に投資するルートはいくつか存在するが、概して、それらに課される規制の強度は均一ではない。そこで、KAOPENおよび MOPEN と FOR の指標が住宅価格に及ぼす影響を比較することで、規制を掻い潜る海外資本流入の影響に関して分析する²⁾。

1.2 為替レートの伸縮性と為替予想

アジア諸国には資本取引に対して規制を課している国が多いが、その表裏一体の現象として、為替変動を抑制させる為替制度を採用している。また、表面的には為替変動が観察されなくても、当該国通貨に対して強い売買圧力がかかり、当該国通貨の変動を回避させるために大規模な為替介入が実施されていれば、国内経済に与えるインフレ圧力(ないしはデフレ圧力)も異なる。例えば、経常収支も金融収支も黒字である国では当該国通貨に対する強い増価圧力が存在しているはずだが、通貨の増価を許容しなければ、為替介入が実施される。その結果、当該国の外貨準備が大幅に増加することになる。

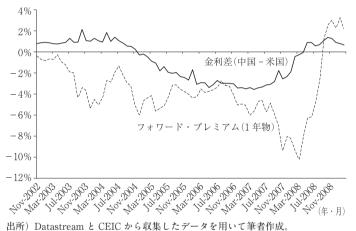
こうした通貨に対する増価圧力(あるいは減

図1一アジア諸国の EMP 指数



1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 (年) 出所)Datastream と CEIC から収集したデータを用いて筆者作成。

図2-米ドルに対する中国人民元のフォワード・プレミアムと米中金利差



価圧力)を測るものとして、IMF (2007) などが EMP (Exchange Market Pressure) 指数を考案している。EMP 指数は以下のように定義

される。

$$\begin{split} EMP_{i,t} &= \frac{1}{\sigma_{\Delta\%er_{i,t}}} \Delta\%er_{i,t} + \frac{1}{\sigma_{\Delta res_{i,t}}} \Delta res_{i,t} \\ where \quad \Delta\%er_{i,t} &= \frac{er_{i,t} - er_{i,t-1}}{er_{i,t-1}} \\ \Delta res_{i,t} &= \frac{NFA_{i,t} - NFA_{i,t-1}}{MB_{i,t-1}} \end{split} \tag{3}$$

ここで、 $er_{i,t}$ は参照通貨に対する通貨iの t 時点での名目 2 国間為替レートである。また、 NFA $_{i,t}$ は i 国の公的対外純資産、 $MB_{i,t}$ は i 国のマネタリーベースである。また、 $\sigma_{\Delta Wer_{i,t}}$ と $\sigma_{\Delta res_{i,t}}$ はそれぞれ為替変化率およびマネタリーベース に対する公的対外純資産の階差の標準偏差であ

る。

図1はアジア8か国の EMP 指 数を示している。8か国の中で、 とりわけ中国が高い数値を示して おり、2003年から2004年の時期や 2005年から2006年にかけての時期。 さらに2009年から2010年にかけて EMP 指数が上昇している。中国 は事実上のドルペッグ制を採用し ているが、当時は人民元に強い増 価圧力がかかり、通貨当局が増価 圧力を緩和するために為替介入を 実施していたことが窺える。また、 この時期には、中国以外のアジア 諸国の EMP 指数も上昇する傾向 がみられる。アジア諸国には、米 ドルないしは人民元に対する自国 通貨の変動を抑制させる傾向があ る。したがって、人民元の増価圧 力が高まっている時期には他のア ジア諸国にも増価圧力が高まり、 他のアジア諸国も為替介入により 自国通貨の増価を回避させるよう 試みていたことが示唆される。

双子の黒字が発生していた一因

として、アジア通貨に対する先高予想の可能性が考えられる。図2は米ドルに対する中国人民元のフォワード・プレミアムと米中金利差を示したものである。カバー付き金利平価が成立する状況では両者は一致するはずだが、中国では資本規制が存在するために、裁定取引は不完全となり、両者は乖離する。そこで、金利差では説明できないフォワード・レートの人民元高を人民元の先高予想ととらえてみる。

図2を見ると、2004年や2007年など、中国向け資本流入が拡大した時期に、金利差以上に人民元のフォワード・プレミアムが拡大している。こうしたフォワード・プレミアムの動きから、中国向けの海外資本流入が拡大した背景として人民元の先高予想の存在が推察される。

2 実証分析

2.1 分析モデル

以下では、海外資本流入がアジアの住宅価格 に与える影響を検証する。まずは、以下のよう な推計式を想定する。

$$\begin{split} d(&\ln price_{i,t}) \!=\! \alpha_{i,0} \!+\! \alpha_{i,1} d(\ln gni_{i,t-1}) \\ &+\! \alpha_{i,2} d(ir_{i,t-1}) \!+\! \alpha_{i,3} OPEN_{i,t-1} \!+\! \alpha_{i,4} FXV_{i,t-1} \\ &+\! u_{i,t} \end{split} \tag{4}$$

ここで、price_{it}は t 時点における i 国の住宅価格を示す。gniとirはそれぞれ賃料の代理変数としての名目 GNI と名目金利である。OPEN および FXV は資本市場の開放度と為替レートの伸縮性を表す変数である。lnX は変数X の対数値であり、d は 1 階の階差オペレーターである。最後に、u は残差を表す。ちなみに、住宅価格の動学的性質を考慮し、残差は AR (1)に従うと想定する³⁾⁴⁾。

まず、所得の増大は住宅需要を増加させ、金 利の上昇は住宅需要を低下させると考えられる ことから、係数α_{i,1}と係数α_{i,2}はそれぞれ正、負 の符号をとると考えらえる。また、資本市場の 開放度の指標として KAOPEN や MOPEN を 用いた場合に、係数αί3の符号が正の値を示せ ば、市場が開放的である国のほうが資本流入は 促進することから住宅価格の上昇が顕著になる と解釈できる。また、FOR は株式市場の開放 度の指標であるが、FOR を用いた場合に係数 α_{i,3}の符号が負の値を示せば、株式市場が閉鎖 的な国では住宅投資が代替的手段として選択さ れ、住宅価格の上昇が促されると解釈される。 最後に、係数α:4が負の値を示した場合、為替 変動が抑制されている国のほうが住宅価格は上 昇しやすいことになるが、これは為替介入によ るインフレ効果と解釈できる。大規模な為替介 入を実施する場合には不胎化政策が不完全化し、 マネタリーベースの増大によって増加した国内 流動性が住宅市場に漏洩していると考えられる。 次に、海外資本流入と制度要因の相互作用を

 $d(\ln \text{pricei},t) = \beta_{i,0}$

 $+\beta_{i,1} d(\ln gni_{i,t-1}) + \beta_{i,2} d(ir_{i,t-1})$

 $+(\beta_{i,3-0}+\beta_{i,3-1} \text{ OPEN}_{i,t-1}+\beta_{i,3-2} \text{ FXV}_{i,t-1})$

$$\times d(\text{finflow}_{i,t-1}) + v_{i,t}$$
 (5)

ここで、finflow は海外資本流入額の対 GDP 比である。本稿では、海外資本流入額の変数と して銀行の対外債務残高と IMF 国際収支統計 の金融収支に関する各資本流入項目の合計額を 用いる。その意図は、非居住者による住宅購入 の効果のみならず、直接投資や証券投資によっ て流入した海外資本が為替介入を経てアジアの 住宅市場に流入する間接的経路による効果をも 包含した海外資本流入の住宅価格への効果を検 証するためである。

係数式 $\beta_{i,3-0}+\beta_{i,3-1}$ OPEN_{i,t-1}+ $\beta_{i,3-2}$ FXV_{i,t-1} は海外資本流入と住宅価格との関係を表すが、 ここでは海外資本流入と住宅価格の関係が市場 開放度と為替変動の指標に依存すると想定する。 まず、係数β_{i,3-0}が正値であれば、海外資本流 入の増大が住宅価格を上昇させることになる。 また、市場開放度の指標として FOR を導入し た場合に係数β_{i,3-1}が負値を示せば、株式市場 が閉鎖的である国のほうが海外資本流入の増大 により住宅価格が上昇する傾向が強いことにな る。すなわち、株式市場が閉鎖的な国では、住 宅投資が代替的手段として選択され、海外資本 が住宅市場に流入したと解釈される。最後に、 係数 β_{i,3-2} が負値を示せば、為替変動を抑制さ せる為替政策を実施する国のほうが海外資本流 入の増大から住宅価格の上昇につながりやすい ことを意味している。海外資本流入の増大によ り生じた増価圧力を為替介入によって緩和させ れば、為替介入の大規模化により不胎化政策が 不完全化し、住宅市場へのマネーの漏洩を促進 させるためである。

アジア諸国向けの海外資本流入が増大した一因として、アジア通貨の増価期待の存在が考えられる。とりわけ双子の黒字が発生していた国では外貨準備が累増しているが、そもそも資本流入が増大する背景には将来の増価期待が絡ん

考察するために、以下の推計式を想定する。

でおり、通貨の増価圧力を抑制するために為替介入を実施している状況にあると推察される。

そこで、将来の増価期待と住宅価格との関係 を、以下の推計式に基づいて検証する。

 $d(\ln \operatorname{price}_{i,t}) = \gamma_{i,0} + \gamma_{i,1} d(\ln \operatorname{gni}_{i,t-1})$

$$+\gamma_{i,2}d(ir_{i,t-1})+\gamma_{i,3}EPC_{i,t-1}+w_{i,t}$$
 (6)

ここで、EPC はアジア通貨の増価予想を示す指標である。本稿では、アジア通貨の増価予想の指標として、米ドルに対するアジア通貨のフォワード・プレミアム、フォワード・プレミアムと金利差の格差、および EMP 指数を用いる。EPC としてフォワード・プレミアム(フォワード・プレミアムと金利差の格差および EMP 指数)を用いた場合に係数γ_{i,3}が負値(正値)で推計された場合には、アジア通貨に対する増価予想が住宅価格の上昇の裏付けになっていたと解釈される。

最後に、以下の推計式について検証する。 $d(\ln price_{i,t}) = \delta_{i,0} + \delta_{i,1} d(\ln gni_{i,t-1})$

$$+\delta_{i,2}d(ir_{i,t-1})+\delta_{i,3}VIX_{t-1}+\varepsilon_{i,t}$$
 (7)

ここで、VIX は米 CBOE が S&P500を対象 とするオプション取引のボラティリティを元に 算出し、公表している指数である。

そもそもアジア向けの海外資本流入が増大する時期には国際的な流動性も拡大している可能性が高いが、国際的な流動性の多寡はマーケット・ボラティリティとも密接に関連すると考えられる。潤沢な流動性が供給されている状況では、活発な取引が行なわれていることからマーケット・ボラティリティが低下するが、2008年のリーマン・ショックのように、流動性が枯渇し、売り手に対して買い手が極端に減少するような状況では売買が成立せず、マーケット・ボラティリティが高騰する。国際流動性の多寡がVIXに反映されているとの前提にたてば、係数δi,3は負値を示すものと予想される。

2.2 実証結果

以下では、推計式(4)から推計式(7)に関する推 計結果を示す。推計では2001年から2010年まで のアジア8か国からなるパネルデータを用いている。推計に用いたデータは、ISI Emerging Markets の CEIC data、Thomson Reuters の Datastream を用いている。また、インドネシアの住宅価格指数は Bank Indonesia より入手している。なお、住宅価格指数としては、高級住宅とみなされるカテゴリーの価格指数を用いている。また、台湾については住宅ローン金利を採用し、それ以外の国については住宅ローン金利が入手できなかったため、銀行貸出金利を使用している。

市場開放度指標に関して、KAOPEN は著者のホームページよりダウンロードした。FOR は S&P/IFC よりリリースしている時価総額データより計算した値を用いている。また、MOPEN は(1)式に基づいて計算した値を採用した。為替レートの伸縮性の指標としては、3カ月物為替オプションのインプライド・ボラティリティの年間平均、および Reinhart and Rogoff (2004) が作成している事実上の (de facto) 為替制度指標 (以下では RR 指数と呼ぶ)を用いた。RR index は著者のホームページにて公開されており、そこから15分類の指標 (fine classification)を入手した。

為替予想の変数として、本研究では米ドルに 対するアジア通貨のフォワード・プレミアム、 およびフォワード・プレミアムと金利差の格差 を用いている。フォワード・プレミアムについ ては1米ドル当たりのアジア通貨の為替レート に関して3カ月物の直先スプレッド率を年換算 して計算した。金利差はアジア金利から米ドル 金利を差し引いたものだが、金利は年換算した 3カ月物のマネーマーケット金利を用いている。 金利差からフォワード・プレミアムを差し引き、 乖離部分を金利差では説明できないアジア通貨 の先高予想とみなしている。フォワード・プレ ミアムを為替予想として用いる場合にはその数 値の下落がアジア通貨の先高予想を示し、金利 差とフォワード・プレミアムの乖離部分を為替 予想として用いる場合にはその数値の上昇がア

ジア通貨の先高予想を示すことになる。EMP 指数については(3)式に基づいて計算した数値を 採用している。

推計式(4)に関する結果が表1である。まず、 GNI伸び率と住宅価格伸び率の間における正 の関係が確認でき、所得水準が上昇すると住宅 価格も上昇することがわかる。また、市場開放 度との関係に関しては、指標として MOPEN や KAOPEN を用いた場合には正値の係数が、 指標として FOR を用いた場合には Case 4で係 数が有意で負の値が得られている。以上より、 まず、資本取引全般について自由化が進んでい る国のほうが住宅価格の伸び率が高くなる傾向 が確認される。すなわち、自由化が進んでいる 国のほうが海外資本の流入規模が拡大し、住宅 市場に流入した外国資本によって住宅価格が押 し上げられていた状況が窺える。また、株式市 場が閉鎖的である国のほうが住宅価格は上昇し やすい傾向も示唆されており、非居住者による 株式投資が制限されている場合には代替的手段 として住宅投資が選択されていた可能性が考え られる。さらに、為替レートの伸縮性との関連 については、インプライド為替ボラティリティ、 RR 指数のいずれを用いてもマイナスの係数が 得られており、特にインプライド為替ボラティ リティを用いた場合には有意性も確認される。 したがって、為替変動を許容しない為替政策を 実施している国のほうが住宅価格が上昇する傾 向が示されている。

表 2 は推計式(5)に関する結果を示している。 表 2 においても、GNI 伸び率と住宅価格伸び 率の正の関係が示されている。また、海外資本 流入の対 GDP 比との関係に関しては、資本流 入総額、銀行対外債務のいずれを用いた場合も、 係数β_{1,3-0} は正値で推計されている。まず、海 外資本の流入が増大すると住宅価格の伸び率が 上昇する傾向が確認できる。また、制度変数と の相乗効果をみると、FOR と資本流入総額の 交差項の係数が負値で有意、インプライド為替 ボラティリティと銀行対外債務の交差項の係数 が負値で有意である。

表1より、まず、市場開放度が高いほど住宅 価格が上昇する傾向が確認された。この結果よ り、資本取引に関する制約が少ない国のほうが 海外からの資本の受け入れが増大し、その一部 が住宅市場にも流入していた可能性が示唆され る。また、表2より、海外資本流入と住宅価格 伸び率との正の関係も確認され、表1で示され た市場開放度との正の関係と整合的な結果が得 られている。ただし、資本取引に関する制約の 強度はあらゆる資本取引に関して均一ではなく、 ある資本取引項目に対して厳格な制約が課され ている状況では、相対的に規制が緩い資本取引 項目に資金が流れる可能性も考えられる。 FOR は株式市場に関する規制の強度を示す指 標だが、非居住者の株式取引に関する制約が厳 しい国では住宅価格が上昇しやすい傾向が示さ れた。さらに、海外資本流入が住宅価格に及ぼ すインパクトは株式市場に対して厳格な規制が 課される国のほうが大きいことも示された。

制度要因として為替制度と住宅価格との関係 にも着目したが、表1では為替変動を抑制させ る為替政策を採用している国のほうが住宅価格 の上昇が顕著となり、また表2では海外資本流 入が住宅価格に及ぼす影響は積極的な為替介入 を実施している国のほうが大きくなるとの結果 が示された。程度の多寡はあれ、アジア諸国で は為替変動を抑制させる為替制度を採用してい る国が多いが、海外資本流入の増大による影響 を放置すれば、自国通貨の増価を招くことにな る。そこで、通貨当局は為替介入を実施するこ とになるが、為替介入の規模が大規模化すれば 不胎化政策は不完全化し、増大したマネタリー ベースが住宅市場に漏洩する可能性がある。本 稿の結果は国際金融のトリレンマと整合的であ り、資本移動を許容する下で為替レートの安定 化を図れば、物価の安定が犠牲になることを示 唆している。

最後に、推計式(6)、(7)の結果を表 3 に示す。 Case 1から Case 3までが推計式(6)に関する結果

表1-住宅価格の決定要因(市場開放度や為替レートの伸縮性との関係)

被説明変数:住宅価格指数成長率

	(Case 1)	(Case 2)	(Case 3)	(Case 4)	(Case 5)	(Case 6)	(Case 7)	(Case 8)	(Case 9)	(Case 10)	(Case 11)
定数項	0.043	-0.032	0.036 **	-0.018	-0.042	-0.055	0.044 **	0.002	-0.018	-0.059	0.005
GNI成長率 (-1)	0.581 **	0.164	0.156	0.811 ***	0.481	0.692 **	0.196	0.669 ***	0.703 ***	0.231	0.297
金利階差 (-1)	0.385	0.909	0.366	0.268	0.619	-0.349	0.374	-0.229	0.276	0.917	0.408
FOR (-1)	0.044			-0.142 *					-0.015		
MOPEN (-1)		0.028 *			0.016					0.028 *	
KAOPEN(-1)			0.025			0.088 ***					0.013
インプライド為											
替ボラティリ	-0.007 ***	-0.003	-0.003 *				-0.002				
ティ (-1)											
RR指数(-1)				-0.004	-0.001	-0.003		-0.002			
Adjusted R ²	0.083	0.202	0.067	0.116	0.057	0.140	0.090	0.129	0.153	0.233	0.120
Durbin-Watson statistics	2.093	2.051	2.059	1.884	2.076	1.828	2.032	1.752	1.950	2.051	1.940

注)(-1)は1期ラグ変数であることを表す。***,**,* はそれぞれ有意水準1%、5%、10%で有意であることを示す。残差項はAR(1)を想定し、横断的不均一性分散を考慮したうえでの t 値に基づいて有意性を判定している。

表2一住宅価格と海外資本移動との関係

被説明変数:住宅価格指数成長率

	(Case 1)	(Case 2)	(Case 3)	(Case 4)	(Case 5)	(Case 6)	(Case 7)	(Case 8)	(Case 9)	(Case 10)
定数項	0.019	0.029 **	0.044 ***	0.045 ***	0.022	0.003	-0.008	0.035	0.037 *	0.050 *
GNI成長率 (-1)	0.309 **	0.250 **	0.224 *	0.220 *	0.548 **	0.527 **	0.633 ***	0.087	0.128	0.049
金利階差 (-1)	-0.181	-0.050	-0.190	-0.082	-0.093	-0.145	-0.155	1.303 *	1.137 *	1.236 **
資本流入総額 (-1)/ GDP (-1)	108188 ***	89989*	106481 ***	89384 *	92802	82993	80514 *			
FOR (-1)*(資本流入総額 (-1)/ GDP (-1))					-1582555 **	-1624335 **	-1522383 **			
為替ボラティリティ (-1)* (資本流入総額 (-1)/GDP (-1))		10564		10942	-9371	-103				
銀行対外債務 (-1)/ GDP (-1)								44403 **	26748	45361 **
為替ボラティリティ (-1)* (銀行対外債務 (-1)/ GDP (-1))								-12733 **		-13475 **
為替ボラティリティ(-1)			-0.002 *	-0.002 ***	-0.004				-0.001	-0.002
Adjusted R ²	0.298	0.265	0.261	0.258	0.211	0.222	0.295	0.252	0.192	0.242
Durbin-Watson statistics	2.114	2.209	2.211	2.221	2.215	2.221	2.086	1.990	1.978	1.983

注)(-1)は1期ラグ変数であることを表す。***,**,* はそれぞれ有意水準1%、5%、10%で有意であることを示す。残差項はAR(1)を想定し、横断的不均一性分散を考慮したうえでの t 値に基づいて有意性を判定している。

表3一住宅価格と通貨の先高予想、VIXとの関係

被説明変数:住宅価格指数成長率

	(Case 1)	(Case 2)	(Case 3)	(Case 4)
	(Case 1)	(Case 2)	(Case o)	(Case 1)
定数項	-0.010	-0.007	-0.011	-0.007
GNI成長率 (-1)	0.359	0.393 **	0.443 **	0.458 ***
金利階差 (-1)	-0.067	0.391	0.045	-0.222
EMP (-1)	0.003			
フォワードプレミアム (-1)		-0.717 ***		
金利差 (-1) - フォワードプ			0.223	
レミアム (-1)			0.220	
VIX 成長率 (-1)				-0.055 **
Adjusted R ²	0.204	0.225	0.205	0.226
Durbin-Watson statistics	1.796	1.694	1.765	1.687

注) (-1) は 1 期ラグ変数であることを表す。 ***, **, * はそれぞれ有意水準 1 %、 5 %、 10% で有意であることを示す。 残差項は AR (1) を想定し、横断的不均一性分散を考慮したうえでの t 値に基づいて有意性を判定している。

であり、Case 4が推計式(7)の結 果である。

Case 2でフォワード・プレミアムの係数が有意であり、符号条件も満たしている。すなわち、先渡為替市場においてアジア通貨の先高予想が形成されている場合に住宅価格の上昇が顕著になるとの結果が得られている。金利差とフォワード・プレミアムの乖離部分および EMP 指数を用いた場合には有意性は確認されないが、符号条件は満たし

ている。そもそも、アジア向けの資本流入が増大する背景としてアジア通貨の先高予想が考えられる。とりわけ、双子の黒字をかかえる国では強い増価圧力が存在していたはずであり、増価圧力は為替介入によって吸収されていたことになる。逆に、こうした人為的な為替政策が根強い増価期待を醸成させ、海外資本流入を促進させていたとも考えられる。

アジア向けの海外資本が増大する時期には国際的な流動性が増大していた可能性が高い。主要国の金融緩和政策に加えて、金融機関による積極的な信用創造により国際金融市場における流動性が拡大し、その一部がアジアに向かったとも考えられる。潤沢な流動性が供給される時期には、活発な取引によりマーケット・ボラティリティも低位で安定するが、2008年のリーマン・ショック時のように、国際的流動性が縮小し、市場全体が売り一色に傾く状態になると、マーケット・ボラティリティは高騰する。

表3ではVIXと住宅価格伸び率の負の関係が示されている。VIXが国際的な流動性の動向を反映しているとの前提にたてば、国際流動性の増大を背景にアジア向け海外資本の流入が増大し、それがアジアの住宅価格を押し上げてきた可能性が推察される。

3 結論

本稿で得られた結果は以下の通りである。

まず、海外資本流入の増大が住宅価格の上昇を促す関係が示された。これは、外国人によるアジアの住宅取得だけではなく、直接投資や証券投資などを含めたあらゆる形態の海外資本の流入に対し、アジアの通貨当局が為替介入で対応した結果を表しているのかもしれない。こうした仮説を裏付けるものとして、為替変動を抑制させるほど住宅価格が上昇する関係も示された。また、アジア通貨の先高予想と住宅価格には正の関係が存在することも示された。

次に、資本市場の開放度が高いほど、住宅価格が海外資本流入の動向に左右されやすくなる

傾向も示唆された。一方、あらゆる資本取引に対して一律に規制が課されているわけではなく、規制の強度が相対的に緩い資本取引項目が存在する。本稿では、株式市場が閉鎖的である国では代替的投資手段として住宅投資が選択されていたことを示唆する結果が得られた。

さらに、住宅価格と VIX との間には負の関係が示された。世界の株式市場のボラティリティが安定している時期にはインターバンク市場においても資金調達が容易になると考えられる。こうした状況下では国際的な流動性が拡大し、その一部がアジアの住宅市場にも流入していた事態が推測される。

最後に、本研究の課題、および政策的インプリケーションについて述べたい。

本研究では海外資本流入の影響に焦点を当てたが、住宅価格に対しては住宅融資の動向も大きな影響を及ぼしているはずである。本研究では海外資本流入の間接的経路を念頭におくことで、海外資本流入の増大がアジア国内の住宅融資につながる可能性も含めて議論を展開したが、住宅融資は海外資本流入の影響だけではなく、当然のことながら金融機関の貸出行動に大きく依存する。こうした住宅融資の動向がアジア各国の住宅価格に及ぼす影響を検証することは今後の課題としたい。

世界金融危機の発生時における主要各国の大胆な金融緩和政策の実施により過剰流動性が世界的現象として顕在化したが、この頃より香港やシンガポールをはじめとするアジア諸国の住宅価格が急騰した。こうした事態に対応するために、アジアの政策当局は非居住者による住宅投資を狙い撃ちする政策を打ち出した。資本規制が投機的な住宅投資に及ぼす効果を見極めることも重要だが、海外資本流入の間接的経路を通じた効果の存在を考慮すると、非居住者による住宅取得のみを対象とした規制強化には限界がある。そもそも海外資本流入が増大した背景には国際的な流動性の拡大やアジア通貨の先高予想があったことを考慮する必要がある。

中長期的にみれば、アジア諸国の資本自由化 はさらに推進するはずであり、それ故、より柔 軟な為替制度の導入は避けがたい。資産市場を 含めた国内物価の安定化と為替レートの安定化 のバランスを如何に維持するかが肝要である。

注

- 1) 本稿は、Ohno and Shimizu (2015) を修正したも のである。
- 2) 高橋(2005) は、非居住者にとって、住宅は相対 的に制約の緩い投資対象であったと指摘している。 中国は厳格な資本規制を課しているが、資本逃避の 回避を目的に、特に資本流出規制が厳しかった。ま た、株式投資については適格外国機関投資家に限定 されているが、住宅については個人でも投資が可能 であった。そこで、将来の人民元高予想も背景に、 直接的経路を経由した海外資本の住宅市場への流入 が拡大していた可能性がある。ただし、2000年代中 盤には非居住者による住宅投資を制限する強化策が 打ち出され、外国人投資家による住宅投資が事実上 不可能になった。
- 3)(4)式では、説明変数が住宅価格に影響を及ぶまで の時間を考慮して、説明変数としては1期ラグ変数 を用いている。
- 4) 本文で採用されている系列相関モデルの他に、1 期ラグ被説明変数を説明変数に追加した状態依存モ デルも採用して分析した。Anderson and Hsiao (1981) の操作変数法により推計したところ、本文と 同様の推計結果が得られている。

参考文献

- Aizenman, J., and Y. Jinjarak (2008) "Current Account Patterns and National Real Estate Markets," NBER Working Paper Series, No. 13921.
- Anderson, T.W., and C. Hsiao (1981) "Estimation of Dynamic Models with Error Components," Journal of the American Statistical Association, Vol. 76, pp. 589-606.
- Chinn, M.D., and H. Ito (2008) "A New Measure of Financial Openness," Journal of Comparative Policy Analysis, Vol.10(3), pp.309-322.
- Edison, H. J., and F. Warnock (2003) "A Simple Measure of the Intensity of Capital Controls," Journal of Empirical Finance, Vol.10(1), pp.81-103.
- Grilli, V., and G.M. Milesi-Ferretti (1995) "Economic Effects and Structural Determinants of Capital Controls," IMF Staff Papers, Vol.42(3), pp.517-551.
- International Monetary Fund (2007) "Managing Large Capital Inflows," World Economic Outlook, October, Chapter 3, pp.105-134.
- Ito, H., and M. Kawai (2012) "New Measures of the Trilemma Hypothesis: Implications for Asia," ADBI

- Working Paper Series, No. 381.
- Kim, S., and D.Y. Yang (2008) "The Impact of Capital Inflows on Emerging East Asian Economies: Is Too Much Money Chasing Too Little Good ?" ADB Working Paper Series on Regional Economic Integration, No. 15.
- Lane, P., and G. M. Milesi-Ferretti (2007) "The External Wealth of Nations Mark II: Revised and Extended Estimates of Foreign Assets and Liabilities, 1970-2004," Journal of International Economics, Vol.73(2), рр.223-250.
- Mody, A., and A.P. Murshid (2005) "Growing Up with Capital Flows," Journal of International Economics, Vol.65, pp.249-266.
- Ohno, S. and J. Shimizu (2015) "Do Exchange Rate Arrangements and Capital Controls Influence International Capital Flows and Housing Prices in Asia?" Journal of Asian Economics, Vol.39, pp.1-18.
- Reinhart, C. M., and K. Rogoff (2004) "The Modern History of Exchange Rate Arrangements: A Reinterpretation," Quarterly Journal of Economics, Vol.119 (1), pp.1-48.
- Tillmann, P. (2013) "Capital Inflows and Asset Prices: Evidence from Emerging Asia," Journal of Banking and Finance, Vol.37, pp.717-729.
- 大野早苗(2009)「アジアの住宅市場における海外資本 流入の影響:為替政策と資本規制の観点からの考察」 『武蔵大学論集』第57巻第1号、1-35頁。
- 高橋守(2005)「海外不動産投資」http://blog.livedoor. jp/max_squash/

親の介護を誰がするか?

兄弟間所得格差と居住地選択

小川 光・古村 聖

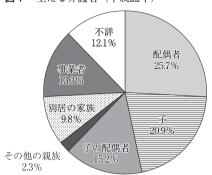
はじめに

年老いた親の面倒を誰がどのような形で見るのか? わが国が直面する社会経済環境の変化に伴って、親の介護形態のあり方が問われている。老後の親のケアが問題となってきたのにはいくつかの要因が挙げられる。

第一の要因は、長寿化である。日本では、平 均寿命の延びに比べて健康寿命の延びが小さく、 健康に問題を抱える期間が延びる傾向にある (『厚生労働白書』平成26年)。このことは、高 齢の親の介護問題が長期化することを意味する。 第二の要因は、少子化である。兄弟姉妹の数が 減少することによって、親のケアに係る子ども 一人当たりの負担が相対的に重くなる。特に、 若年世代ほど生涯所得が低くなる傾向が続いて いることは、子どもたちの世代にとって親の介 護問題の深刻化に拍車をかけている¹⁾。第三の 要因は、財政の逼迫である。2000年に介護保険 制度が施行されて以来、これまで家族が家庭内 で担ってきた介護を、税と保険料によって賄わ れる財源をもとに社会全体が担っていくものと して介護の社会化が進められた。他方で、税収 の伸び悩みを原因にした財政逼迫化が進み、ど こまでを社会化できるのかという問いが発せら れるようになってきた。

わが国では、介護の社会化を進めてきた一方で、依然として介護の場面での家族の役割は大きい。図1に示されている厚生労働省の報告によれば、要介護者を主としてケアしている主要

図1-主たる介護者(平成22年)



出所) 厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査 (介護の状況):要介護者等との続柄別にみた 主な介護者の構成割合|

介護者のうち最も多いのは配偶者であり、全体の25%を占めている。続いて、子が21%、子の配偶者が15%となっている。別居の家族(10%)とあわせると全体の75%が家族を主たる介護者としており、事業者を主たる介護者にしているのは13%にすぎない。

家族が主たる介護者になるとき、その重要な 役割を担うのが子どもたちである。兄弟姉妹 (以下では、男女の違いに言及することなく兄 弟と表現する)がいない一人っ子の場合、その 子どもが主たる介護者になるのが自然である。 他方で、兄弟がいる場合は、事情が複雑になる。 兄弟の間で誰が主として高齢の親の面倒を見る のかという問題が生じるのである。

この問題に対して、現実は興味深い事実を提供している。西洋と東洋で異なる傾向を示しているのである。例えば、Konrad et al. (2002)はドイツのデータをもとに、長男以外の兄弟が

(著者写真)

おがわ・ひかる 1970年東京都生まれ。名古屋大 学経済学部卒。同大学院経済学 研究科博士課程修了。名古屋大 学大学院教授等を経て、現在、 東京大学公共政策大学院教授。 論文: "Capital Mobility; Resource Gains or Losses? How. When, and for Whom?" Journal of Public Economic Theory, 2016 (共著) など。

(著者写真)

こむら・みづき 1986年愛知県生まれ。金城学院 大学文学部卒。名古屋大学大学 院経済学研究科博士課程修了。 名古屋大学高等研究院特任助教 などを経て、現在、武蔵大学経 済学部准教授。論文: "Fertility and Endogenous Gender Bargaining Power," Journal of Population Economics, 2013,

親のケアを行なう傾向があるという見解を示し ている。この傾向は、使用データの期間を変え てドイツを対象に分析を行なった Reiner and Sielder (2009) やアメリカを対象に分析を行 なった Maruyama and Johar (2016) などによ っても示されている。逆に、McLaughlin and Braun (1998) や Liu and Kendig (2000) は、 中国などを例に挙げ、東洋において長男が主た る介護者になる傾向があることを示唆している。 日本においても、平均的に見れば長男が主たる 介護者になる傾向があるといえよう。通常、介 護を行なう場合には同居する傾向がある。主た る介護者を見るのに、親との同居率を代理変数 としてみてみれば、長男が親と同居する割合が 高い。例えば、廣嶋(1991)では親と同居する 割合は年々低下しているものの、いつの時代も 長男が他の兄弟に比べて親と同居する割合が高 いことを示している²⁾。

高齢の親のケアを兄弟のうち、いずれが行な うのか。この問いに答えるためのひとつのアプ ローチを示したのが Konrad et al. (2002) であ る。彼らは、長男と次男の間の戦略的相互依存 関係から、次男が親の主たる介護者になる理論 モデルを提示した。彼らの先駆的な研究は少な くとも2つの点で重要な意義を持つ。第一は、 親の介護を行なうという意思決定と、親と同居 するのか、あるいは親と別居するのかという居 住地選択を関連付けるモデルを提示しているこ とである。ふるさとに親を残して都会で働く子 どもというひとつの典型的な例を出すまでもな く、親の介護をどこでどのように行なうかは、

「距離」という空間的要素が強く関係してくる 問題であり、それをホテリングの立地モデルを 用いて解析することに成功している。第二は、 実証研究で示されている次男が主たる介護者に なるという事実を説明するモデルの提示を行な っている点である。単に、慣習や文化といった 非経済的要因ではなく、経済的動機に基づく兄 弟の意思決定の結果として、次男が介護者にな るという均衡を導いたのである。

Konrad et al. (2002) の研究は、後続する研 究を多く生み出す先駆けとなった。他方で、彼 らの研究は確かに、西洋諸国で観察される傾向 をうまく説明しているが、先に述べたように、 東洋、とりわけ東アジアで観察されるような、 長男が主たる介護者になるという状況を説明す るには至っていないことになる。

伝統や慣習に寄らず、経済的誘因に基づく兄 弟の意思決定の結果として、長男が主たる介護 者になることをどのように説明できるだろうか。 本稿は、Konrad et al. (2002) の研究を拡張す ることによって、この問に答えることを目的と している。本稿で着目するのは、兄弟の差異で ある。Konrad et al. (2002) では、兄弟の違い を居住地選択のタイミングに求めていた。すな わち、兄のほうが弟よりも、親元に住み続ける のか、あるいは親元から離れて居住するかにつ いて、弟よりも早い段階で決定するという想定 である。兄弟間の年齢差があることから、十分 に妥当な仮定であり、そこから興味深い結論を 導いている研究であるが、果たして兄弟間には、 それ以外に大きな差異はないのだろうか。仮に

あるとした場合に、それが兄弟の意思決定にど のような影響を与えるのだろうか。

本稿で取り上げる兄弟の差異は、兄弟間での

所得格差である。外国のデータを用いた Behrman and Taubman (1986) や Black et al. (2005) らの研究では、兄のほうが弟に比べて 教育年数が長く、かつ平均的に見て所得も高い 傾向があることを示している。同様の傾向は、 日本においても見られている。例えば、橘木・ 八木(2009)は、長男であることは学歴を大き く高める効果を持つという結果を示しているし、 小野(2015) も、親の教育期待度は1人目の子 どもより、出生順が遅い子どもに対するほうが 低いという結果を提示している。また、ベネッ セ・朝日新聞・東京大学の共同研究によれば、 2人目の子どもへの学校外教育費を1とすると、 1人目の子どもへのそれは1.1であるという結 果を得ている³⁾。さらに、保田(2008)は、1975年 以降、第1子の学歴が高い割合は26%、第2子 の学歴が高い割合は19%で推移していること を明らかにするなどしている。そして、Fontaine et al. (2009) や Reiner and Sielder (2009) が 示すところでは、本人の特性だけでなく、兄弟 との特性の違いが本人の介護参加に影響を与え るとしており、兄弟間の差異と介護形態の関係 を理論的に分析する意義が見て取れるのである。 そこで本稿では、Konrad et al. (2002) の研 究を兄弟間で所得格差がある状況に拡張した分 析を行なう。この拡張によって、彼らが示して いた西洋的な介護形態、すなわち、次男が親と

析を行なう。この拡張によって、彼らが示していた西洋的な介護形態、すなわち、次男が親と同居して主たる介護者になるという均衡だけではなく、東洋的な介護形態、すなわち、弟は親元を離れる代わりに、長男が高齢の親と同居して主たる介護者になるという均衡を導くことができる。この結果から、必ずしも文化や慣習によらずに、所得で表される兄弟間の差異が介護形態に影響を与えることが示されることになる。

本稿の構成は以下の通りである。 1 節では、 実証研究を中心に介護形態を明らかにした先行 研究を簡単に整理しておく。 2 節では Komura and Ogawa (2016) の研究内容を紹介し、兄弟間の所得格差が均衡における介護形態に与える影響を考察する。さいごに、結果をまとめるとともに若干の政策含意を述べることとする。

1 誰が主たる介護者になっているか

親子の居住地選択と兄弟間の介護負担の問題を経済学の枠組みの中で分析する研究は Konrad et al. (2002) によって始まったといってよいであろう⁴⁾。彼らは、長男が弟よりも先に居住地の選択を行なうという有利性を生かすことで、弟に介護負担を押し付けることを意図して親から離れた場所に戦略的に居住地選択を行なうという理論仮説を提示した。そのうえで、その仮説をドイツのデータ(German Aging Survey 1996)によって実証し、長子が親から離れた場所に戦略的に居住することを確認している。

その後、German-Socio-Economic Panel (ド イツ)の1991年、1996年、2001年のデータを用 いて、彼らの見解を再検討する研究が Rainer and Siedler (2009) によって発表されている。 それによれば、親と同居したり近所に住んだり している割合は、長子で47.8%、次子で53.7% となっていること、また、親の居住地と異なる 町やそれ以上に遠方に住む割合が、長子で 33.8%、次子で29.6%となるなど、確かに次子 が主たる介護者になる傾向がみられるものの、 これらの差は統計的に有意な結果とはいえない としている。そのうえで、Konrad et al. (2002) が示した長男が次男よりも先に居住地 選択を行なう優位性を弟が事後的に打ち消す行 動をとる可能性を示すことによって、長子の戦 略的優位性に懐疑的な見解を示している。

Konrad et al. (2002) の検証をさらに進めた研究に Maruyama and Johar (2016) がある。彼らは、兄弟の相対的な特性で介護分担が変わる結果に関する実証研究の包括的なサーベイをしたうえで、アメリカの Health and Retirement Survey を用いて、介護をするという行動に伴う外部性の性質と大きさ、介護提供量が

過小か過大か、親子・兄弟間のゲームの構造や 均衡の性質、先導者の利益の大きさや家族ごと の異質性を明らかにするなど、多面的に兄弟の 介護分担について考察することを試みている。 分析の結果から、彼らは介護活動には確かに正 の外部性があり、非協力的な兄弟の戦略的行動 により、相手の介護提供に対するただ乗り効果 が発生し、介護が過小に行なわれていることが 明らかになっている。

上記3つの研究は、西洋において弟が主たる 介護者になる傾向を指摘しているのに対し、ア ジアの国々に観察される現象を文化的なものに よって説明する試みが、社会学的な文献でなさ れている。たとえば、Liu and Kendig (2000) は、東洋の国々では儒教の教えに倣い長男が親 の介護の責任を負うという点について言及して いる。また、McLaughlin and Braun (1998) も、東アジア諸国において長男が高齢の親の介 護負担を行なう傾向があるとしている。特に、 儒教調和や団結、家系の存続を重要視する国と して日本と中国を例に挙げており、こうした価 値観が、結果として文化や規範としての年功序 列を生み出し、高齢者の介護は子どもが、とり わけ長男が主たる権限と責任を持つという考え につながっていると指摘している。

日本を対象に、兄弟による介護の分担問題を 量的に分析する研究も存在する。Kureishi and Wakabayashi (2010) は、「家族についての全 国調査(1998-2003年)」におけるデータを用い て、一人っ子 (27.8%)、長子 (20.5%)、長子 以外の子ども(14.3%)の順番で両親と同居し ており、長子のほうが次子以降の子どもよりも 親と同居する傾向が強い点に着目している。そ して、日本において親が長男と同居する傾向が 強い理由として、長男が、両親に自分の幼少の 子どもの世話をしてもらうことを期待している という仮説を提示し、その理論仮説を支持する 実証結果を得ている。

さらに、Wakabayashi and Horioka (2009) は、「1998年家族についての全国調査」の記述 統計では、親に2人以上の子どもがいる場合、 長男が親と同居する割合が43.7%と比較的高い 数値を示していることをもとに、日本で長男が 高齢の親と同居する要因について考えられるい くつかの仮説の検証を行なっている。具体的に は、高齢の親が家や家業を継ぐ子どもに遺産を 与えるとする「王朝仮説」、高齢期に面倒を見 てもらえる子どもに遺産を与えるとする「利己 的ライフサイクル仮説」、高齢の親が子どもに 対し利他的であり、特に病弱であることなどを 理由に稼得能力が低い子どもに多くの遺産を与 えるとする「利他的親仮説」、そして社会的規 範や伝統によって親と子どもの関係が決まると 考える「社会的規範仮説」である。

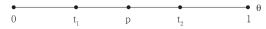
彼らは、どのモデルも一定程度の説明力を見 せつつも、他のモデルに比べると利他的親モデ ルの説明力が低い傾向を明らかにしている。さ らに、誰が親と同居するのかという問題に対し て、子どもが受ける教育水準が影響を与えるこ とを指摘している。

長子が親の介護を行なう状況は、大まかな傾 向として東洋で観察されるものであるとしたが、 長男が親の介護を行なう状況は、ヨーロッパで 観察されることもある。Fontaine et al. (2009) は、親の介護分担を兄弟間の特性の違いによっ て決まることを理論的に提示し、ヨーロッパ10 カ国を対象にした Survey of Health Aging and Retirement in Europe の2004年データを利用し て分析している。分析の結果は、高齢の親は他 の子どもに比べて長子に介護を頼る傾向を示し ており、儒教や慣習など、宗教、文化的要因に とらわれず、洋の東西を問わずに観察される状 況を議論する必要性を示唆している。

2 兄弟間格差と介護形態:モデル分析

成人した子どもの居住地選択と高齢の親に対 する介護の分担問題を考えてみよう。ここでは、 居住地選択と戦略的な介護分担問題に焦点を絞 るため、性差を分析から除外し、男性の兄弟の 問題として考える。

図2-親と子どもの居住地選択



いま、高齢の親と、この親に対して利他的な 二人の成人した子ども(i=1.2)から構成され る家族を考えよう。長男をi=1. 次男をi=2と 表すことにする。子どもiの効用関数は以下の とおりである。

 $U_i = x_i^{\alpha} G^{1-\alpha}$

子どもiは私的消費財xiと親が子どもから受 ける介護の総量Gから効用を得ると想定してい る。ここで、1-αは子どもの親への利他性の 度合いを示す。仮に、α=1であれば、子ども はまったく利他的な選好をもたず、α=0のと きには自分の消費から効用を得ることなく、親 の介護のみから満足を得る状況を意味する。子 どもiが親に提供する介護量をgiとして、親が 受ける介護の総量については、兄弟がそれぞれ 提供する介護量を足し合わせたものとする $(G=g_1+g_2)^{5)}$

子どもと親は居住地を選択する。それぞれが 居住地として選択可能な空間をθ∈[0,1]とする。 tiとpを子どもiと親の居住地とし、居住地移動 に際する費用はないものとする。図2は子ども 二人と親の居住地の関係を一つの例として示し たものである。

子どもiの予算制約式は以下のように与えら れるとする。

 $y_i = x_i + (1 + T_i)g_i$

ここでy_iは子どもiの所得であり、T_i≡ |t_i−p| は子どもiと親の居住地の距離を表している。 所得yiは外生変数であるが、居住地tiは子どもi が選択できる。仮に子どもiが親と同居するこ とを選択すればT_i=0となる。子どもiと親の居 住地が最も離れる場合は $T_i=1$ となる 6)。

親と子どもの意思決定は以下の順序でなされ るとしよう。

第1段階:長男(i=1)が居住地t₁を選択する 第2段階:次男(i=2)が居住地t2を選択する 第3段階:親が居住地 p を選択する

第4段階:長男と次男が、それぞれ、親へ提 供する介護量 gi を決定する

それぞれの決定から導かれる均衡は、部分ゲ ーム完全均衡として求められる。そのため、第 4段階における子どもの効用最大化行動を考え

ると、子どもiが提供する介護量を以下のよう に得ることができる。

$$g_{i} {=} \frac{(1 {-} \alpha) y_{i}}{1 {+} T_{i}} {-} \alpha g_{j}$$

この式から、子どもjが提供する親への介護 量が増えれば、子どもiは自らが提供する介護 量を減らす行動をとることがわかる。すなわち、 子どもは、もう一人の兄弟が提供する親への介 護にフリーライドする誘因を持つことになる。 以下では、 $\alpha=0.5$ として表記を単純化したうえ で、得られる均衡を描写していこう。

上式のもとでは、均衡において子どもから提 供される介護量は、子どもと親の居住地間の距 離Tiと子どもの所得yiの大きさによって、以下 の3つに類型化される。

- (i) 長男のみが親へ介護提供する (g₁>0.
- (ii) 次男のみが親へ介護提供する (g₁=0, $g_2 > 0$
- (iii) 長男、次男ともに親へ介護提供する $(g_1>0, g_2>0)$

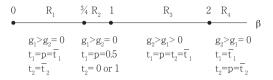
上記(i)-(iii)ごとに子どもと親の居住地選択を 分析すると、均衡における居住地および介護提 供量が得られることになる。その結果は、兄弟 間の所得比 (β≡v₂/v₁) を横軸にとって、図3 にまとめられている。以下では、兄弟間の所得 格差に着目しながら、どのような均衡が生じる のかを見ていこう。

はじめに、R4の領域を見てみよう。これは、 次男の所得が長男に比べて十分に大きい兄弟を 想定した場合の均衡を表す。ここでは、次男が 親と同居(t₂=p)して、親の面倒をすべて次 男がみる $(g_1=0, g_2>0)$ という状態になって

おり、Konrad et al. (2002) が示した均衡と同 じものが導かれている。この状況になる理由は、 以下のように説明できる。

第4段階において、兄は親への介護提供を行 なうのに十分な所得をもっておらず、すべての 介護提供が弟によって行なわれる。第3段階で 親は、長男と次男のどちらに面倒を見てもらう かと考えるわけであるが、上記のことを予想で きるために、次男に面倒を見てもらうことを望 む。なぜならば、子どもの予算制約式からわか るように、親と子どもが離れて住むと、その分 だけ介護提供のコストがかさみ、子どもによっ て提供される介護量が減少してしまうことを読 み込むためである。そうなると、第2段階にお いて、居住地を選択する次男は、どこに居を構 えても親が自分に介護を期待して、自分の居住 地に移動してくることを予想できる。加えて、 長男からの介護提供が期待できない。そのため、 次男としてはどこに居住しても、長男からの介 護提供を促すことができないので、θ∈[0.1]の どこに居住することも無差別となる(図3では、 便宜上、次男の居住地点をt₂と表記している)。 長男は、親が次男と同居する行動をとること、 また、次男が親の面倒をすべて見ることを予想 できるので、第1段階において、自らがどこに 居住することも可能となるのである(図3では、 便宜上、長男の居住地点をt₁と表記している)。

R4の領域とまったく逆の帰結が生じるのが、 長男の所得が次男に比べて十分に大きい R1の 領域である。ここでは、弟の所得があまりに低 いため、次男による介護提供がまったく期待で きない。そのため、親は第三段階の居住地選択 において、長男と同居することを希望する。次 男は、自らが親の面倒を見ないこと、親が長男 と同居して、結果として長男が親の面倒をすべ て見ることを予想できるので、第2段階の居住 地選択は、どこに居を構えても無差別となる。 そして、第1段階における長男の居住地選択も 同様に、どこか特定の居住地点を希望すること はない。なぜならば、どこに居住したとしても、 図3—均衡パターン (β≡y₂/y₁)



親が自分と同居し、次男からの介護提供は期待 できないためである。

次にR3の領域を見てみよう。ここは、次男 のほうが長男に比べて所得が高いが、その差は それほど大きくない状況を表している。このと き、兄弟ともに親への利他性を有しているので、 提供する介護量としては所得の高い次男のほう が長男よりも大きくなるが、長男も一定程度の 介護提供を行なう状態にある。兄弟ともに介護 提供を行なうが、所得の高い次男のほうがその 提供量は大きいので、第3段階において、親は 次男と同居することを希望する。第2段階にお いて、次男は親が自らと同居し、自分が親の面 倒を見ることになることを予想できるので、長 男にも介護分担してもらい、自分の負担量を減 らすことを望む。長男により多くの介護提供を 行なってもらうためには、親と長男の居住地距 離で表される介護コストを下げればよい。その ために、自らが親とともに長男の居住地へ移動 することで、長男により多くの介護負担をして もらうことが可能になる。そうなると、第1段 階において長男は、どこに居住地を構えても無 差別となる。なぜならば、弟と親が必ず自分の 居住地に移動してくることを予想できるためで ある。

最後に、長男のほうが次男に比べて若干所得 が高い R2の領域を見てみよう。ここでは、R3 の領域とは逆に、提供する介護量としては所得 の高い長男のほうが次男よりも大きくなるが、 次男も一定程度の介護提供を行なう状態にある。 このとき、親はより介護提供量が大きい長男と 同居することを望む。R3のときと同様に、親 と同居する長男は、次男にも介護負担してもら い、自らの負担を小さくする誘因を持つ。した がって、長男はその居住地選択において、次男

が居住する場所へ親とともに移動しようとする。ところが、次男は、長男の居住地選択を見てから自らの居住地を選べるので、常に、長男(および親)の居住地から離れた地点に移動してしまう。長男と同じ居住地点を選択すると、自らも介護負担を行なわなければならない一方で、長男の居住地から離れるほど、長男による介護提供にフリーライドできるためである。結果として、なるべく自分(と親)から離れようとする弟の行動を読み込んで、その差が最小となる地点0.5に長男と親が居住し、そこから最も離れた地点0もしくは1に弟が居住することになる

以上をまとめると、Konrad et al. (2002) が示した均衡、すなわち次男が主たる介護者になるという状態は、兄弟間の所得格差を考慮した場合、次男の所得が長男に比べて十分に高い場合には、依然として生じうることになる。他方で、長男のほうが次男に比べて所得が十分に高い場合には、長男が居住地をどこにするかによって次男の介護提供にフリーライドできるというアドバンテージを利用することができなくなり、結果として、所得の高い長男との同居を希望する親の行動を受けて、長男が親と同居し、親の面倒を見ることになるのである。

まとめ

本稿では、誰が高齢の親の介護を行なうのか という問いに対する研究を整理し、そのうえで、 先行研究で十分な考慮がなされてこなかった兄 弟間の差がもたらす影響をとらえるための理論 研究を提示した。

ドイツをはじめ複数の西洋諸国では、次男以降の子どもが親の主たる介護者になる傾向があるというデータを踏まえて、それを説明する理論を Konrad et al. (2002) らが提示している。しかし、それらでは、東洋諸国で見られる事実、すなわち、長男が老後の両親の面倒を見る傾向があるという点を説明できていないことになる。長男が主たる介護者になるということを、介護

をしてもらうために財産を残すという戦略的遺産動機、あるいは、そのほかの慣習、伝統、規範といったもので説明することは可能であろう。しかし、Konrad et al. (2002) の研究と同じ立場で、すなわち、慣習や伝統といった要因に頼ることなく、経済的誘因に基づいて、長子が親の主たる介護者になるということを説明することはできないか。それに対する一つの回答を提示したのである。

本稿で導かれる結論で主要な役割を果たすの が、兄弟間の所得格差である。Konrad et al. (2002)が、次男以降の子どもが主たる介護者 になるとする結論を導くのに重要な役割を果た しているのが、自分以外の兄弟による介護提供 にフリーライドするための戦略的な居住地選択 動機の存在である。兄弟の中で最初に居住地を 選択できる長子が、戦略的に親元から離れるこ とによって、その後に意思決定を行なう次男以 降の兄弟たちが、親元にとどまらざるを得ない 状況を作り出し、もって、彼らが提供する介護 供給にフリーライドできるというものである。 本稿で示したのは、長子が最初に居住地選択を 行なうことから得られるそのような優位性(利 益)が発揮できるのは、兄弟間の異質性を意思 決定の順に限定したときのみであることである。 長子の所得に比べて、弟たちの所得が低く、一 定水準に満たないときには、彼らによる親への 介護提供が十分にできない状態となることが予 想できる。そのような場合、長子が弟たちの介 護提供にフリーライドすることができず、むし ろ、自らが主たる介護者になるほうが、利他性 を持つ子どもの身からすると効用が高くなると いう状態が生じる。その場合、主たる介護者と して介護負担のコストをなるべく低くしようと する長子は、親元に居住し、自らが親の面倒を 見ることになる。この時は、弟が長子の介護提 供にフリーライドすることになるのである。

以上のメカニズムに基づけば、誰が親の面倒 を見るかという問題に対する答えは、長子がど こまで先導者の優位性を発揮できる環境に置か れているかということによってくる。ただし、 ここでは介護問題を兄弟の居住地選択と関連付 けて分析するための理論モデルを提示している 段階にとどまっている。それによって、兄弟間 の所得格差が先導者の優位性の利用可能性に影 響を与えるという理論仮説を提示しているわけ であるが、そのほかにも、さまざまな要因が考 えられるであろう。そのなかには、政府による 直接、間接的な介護支援政策も含まれるかもし れない。本稿では、政策面での議論は行なって いないが、何が居住地選択に影響を与える要因 となりうるかという検討と併せて、望ましい介 護形態、およびそれに近づくための政策に関す る理論的検討が今後必要とされるであろう。

*本研究は公益財団法人かんぽ財団平成25年度の助成 による成果、および(独)経済産業研究所における プロジェクト「少子高齢化における家庭および家庭 を取り巻く社会に関する経済分析」の成果の一部を まとめたものである。

- 1) 例えば、増島他(2009) は、2005年時点で15歳の コーホートの生涯所得は、2005年時点で65歳のコー ホートの生涯所得よりも割引現在価値で換算して 36%低くなるという推計を行なっている。
- 2) 例えば、1980-84年の間に結婚した兄弟のある子ど ものうち、長男が親と同居している割合は40.6%、 次男が親と同居している割合は18.5%であった。
- 3) ベネッセ・朝日新聞社・東京大学「学校教育に対 する保護者の意識調査2008」。
- 4) 兄弟間の介護分担に関する研究の包括的なサーベ イとしては、中村・丸山(2012)を参照されたい。
- 5) 具体的には、giを子どもが親と面会 (親を訪問) す る回数と考えればよい。
- 6) ここでは労働供給を外生に与えているので、yiは非 労働所得であると解釈し、子どもが得る所得は居住 地などに依存しないと仮定している。

参考文献

- 小野ルチヤ (2015) 「親の教育投資におけるきょうだい 間差別:子どもの数・出生順・性別に着目して」『同 志社政策科学研究』第16巻2号、37-51頁。
- 橘木俊詔・八木匡(2009)『教育と格差――なぜ人はブ ランド校を目指すのか』日本評論社。
- 中村さやか・丸山士行(2012)「子から親への世代間移 転についての研究動向」『経済研究』第63巻4号、 318-332頁。

- 廣嶋清志 (1991) 「近年における親との同居と結婚」 『人口問題研究』第47巻3号、53-70頁。
- 増島稔・島澤諭・村上貴昭(2009)「世代別の受益と負 担――社会保障制度を反映した世代会計モデルによ る分析」内閣府 ESRI Discussion Paper、No.217。
- 保田時雄(2008)「教育達成に対するきょうだい構成の 影響の時代的変化」『大阪商業大学論集』第4巻2号、 115-125頁。
- Black, S. E., P. J. Devereux, and K. G. Salvanes (2005) "The More the Merrier? The Effect of Family Size and Birth Order on Children's Education," The Quarterly Journal of Economics, Vol. 120(2), pp. 669 - 700.
- Behrman, J. R., and P. Taubman (1986) "Birth Order, Schooling, and Earnings," Journal of Labor Economics, Vol.4(3), pp.121-145.
- Fontaine, R., A. Gramain, and J. Wittwer (2009) "Providing Care for An Elderly Parent: Interactions among Siblings?" Health Economics, Vol.18 (9), pp. 1011-1029.
- Komura, M. and H. Ogawa (2016) "The Prodigal Son: Does the Younger Brother Always Care for His Parents in Old Age?" IZA DP No. 9732.
- Konrad, K. A., H. Kunemund, K. E. Lommerud, and J. R. Robledo (2002) "Geography of the Family," American Economic Review, Vol.92(4), pp.981-998.
- Kureishi, W., and M. Wakabayashi (2010) "Why Do First-Born Children Live Together with Parents?" Japan and the World Economy, Vol.22(3), pp.159-172.
- Liu, W. T., and H. Kendig (2000) "Critical Issues of Caregiving: East-West Dialogue," Liu, W. T., and H. Kendig (eds), Who Should Care for the Elderly?, World Scientific Publishing Co.
- Maruyama, S., and M. Johar (2016) "Do Siblings Free-Ride in 'Being There' for Parents?" Quantitative Economics, forthcoming.
- McLaughlin, L. A., and K. L. Braun (1998) "Asian and Pacific Islander Cultural Values: Considerations for Health Care Decision Making," Health & Social Work, Vol.23(2), pp.116-126.
- Rainer, H. and T. Siedler (2009) "O Brother, Where Art Thou? The Effects of Having a Sibling on Geographic Mobility and Labour Market Outcomes," Economica, Vol.76 (303), pp.528-556.
- Wakabayashi, M., and C. Y. Horioka (2009) "Is the Eldest Son Different? The Residential Choice of Siblings in Japan," Japan and the World Economy, Vol.21(4), pp.337-348.

建築基準法規制強化が既存建築物の増築・建替えに与える影響

野原邦治

はじめに

建築基準法では、建築基準法令の改正または 都市計画の決定・変更が行なわれた場合、既存 の建築物についてはいわゆる「既存不適格」と いう状態を認めることで、ただちにはこれら改 正等の後の規制に適合させることを求めず、次 に増築等を行なう際に、改正等の後の規制に適 合させることを求める仕組みとなっている。

この仕組みは、既存の適法な建築物が法令の 改正等により違反建築物として扱われることと ならないよう配慮されたものであるが、一方で、 この規制の仕方には、「増築等を行なうまでは 既存の建築物に対策を講じなくてもよいため、 災害リスクや外部不経済が放置される」こと、 および「増築等を行なう場合には強化後の規制 に適合させる対策も行なわなければならないた め、増築等が行なわれにくくなる」ことといっ た弊害が考えられる。

本稿は、このような問題意識に基づき、現行の規制の仕方が既存不適格となった建築物の増築等に与える影響について、経済学的な理論分析を行なうとともに、建築確認の情報等をもとにした計量分析手法により検証するものである。

まず、第1節で既存不適格の制度を整理するとともに、この制度が増築等に与える効果(凍結効果)について定義し、第2節では、建築主にとっての増築等の費用と便益という観点から、既存不適格に対する現行の規制の仕組みのもとでは増築等が行なわれにくくなることを理論的

に示す。第3節および第4節では、理論的に示されたことが実際の増築等の市場で起こっていることを、建築確認の情報等をもとにした計量分析手法により実証する。最後に実証結果を踏まえた考察と現行制度の課題を整理する。

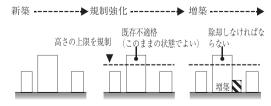
なお、既存不適格の増築や建替えを扱った先行研究としては、米野(2001)、大澤・中井・中西(2011)、水谷(2012)、があるが、これらはいずれも現行制度の下で技術的になされた工夫についての事例研究であり、本研究のような、規制強化が既存不適格の増築・建替えに与える影響を定量化して分析するものはこれまでない。

1 建築基準法の既存不適格制度と規制強化による既存不適格建築物の増築等の 凍結効果

1.1 既存不適格制度の概要

建築基準法における既存不適格の仕組みは冒頭で述べたとおりであるが、具体的には、例えば図1のように、ある時点で高さの上限が規制されると、既存の建築物のなかにはその上限を超えるものが現れるが、この建築物は「既存不適格」として、当面はそのままの状態でよいと

図1 —規制強化に伴う既存不適格発生と増築の際に必要な対策



される。しかし、ある時期に同図斜線部分のような増築をしようとすると、増築だけではなく 高さの上限を超えた部分の除却も併せて行なわ なければならない。

1.2 規制強化による既存不適格建築物の増築等 の凍結効果

既存不適格となった建築物は増築等が行なわれにくくなるということは、これまでもさまざまな場面で言及されてきた。

建築関連法制度の基本小委員会報告書『良好な建築と住環境の質を達成するための建築関連諸制度のあり方』¹⁾では、増築等の機会を捕らえて行なわれる規制の仕組みの下で「大規模な遡及を逃れるために、あえて既存不適格のまま使用し続けることによる弊害が数多く見られる」としている。

都市住宅学会シンポジウム『コンバージョンとまちづくり』報告²⁾では、パネリストの和泉洋人氏が「増改築をするとなった瞬間に、全て合わせろと。猛烈な金がかかる(中略)これが、コンバージョンに対する凍結効果を持っている」としている。

本研究では、建築基準法令の改正等で規制が 強化され既存不適格となった場合に増築等が行 なわれなくなることを、規制強化による既存不 適格建築物の増築等の凍結効果として論じる。

2 凍結効果に関する理論分析と仮説3)

2.1 形態不適格の建築物の場合の凍結効果

形態不適格(形態規制(容積率、建ペい率または高さ規制)に対する不適格)の建築物となると、前述の図1のように次に増築等を行なう場合には、建築物の一部を除却する等の対策を併せて行なわなければならない。

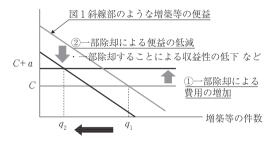
この場合に、増築等の実施にどのような影響が現れるかを分析したものが図2である。図1で示した斜線部分のような増築等に加え、建築物の一部を除却する等の工事を併せて行なわなければならない場合、建築物の一部を除却する

(著者写真)

のはら・くにはる 1980年福岡県生まれ。大阪大学 工学部地球総合工学科建築工学 コース卒。大阪大学大学院工学 研究科建築工学専攻修了。国土 交通省入省、都市局まちづくり 推進課係長、住字局建築指道課

推進課係長、住宅局建築指導課 課長補佐などを経て、現在、国 土交通省国土政策局総合計画課 課長補佐。

図2 — 形態不適格の建築物の場合の増築等の件数の減少 便益・費用



ための費用が追加的に必要となり(図2の①)、収益を生みだす床が減少し収益性が低下するため便益が低減(図2の②)する。その結果、増築等の件数は q₁から q₂に減少する。

2.2 旧耐震基準の建築物となる場合の凍結効果

旧耐震基準の建築物の場合、例えば図3のように斜線部分の増築をしようとすると、既存の建物について耐震性の調査を行ない、その結果その時点での耐震基準に満たなければ、耐震化等の対策をしなければならない。

この場合に、増築等の実施にどのような影響が現れるかを分析したものが図4である。図3で示した斜線部分のような増築等に加え、建築物の耐震化等を行なわなければならない場合には、耐震化のための費用が追加的に必要となる(図4の①)。一方、耐震化することで建物の安全性が高まり、収益性の向上が見込まれることから、便益については増加する(図4の②)。その結果、増築等の件数は q1から q2に減少するか、または q1から q2′に増加する。

以上2.1および2.2から、2つの仮説、すなわ ち、仮説①「形態不適格となった場合、増築等

図3-旧耐震基準の建築物の増築の際に必要な対策

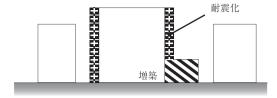
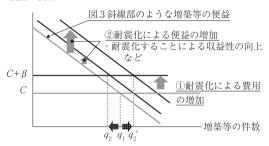


図 4 ―旧耐震基準の建築物の場合の増築等の件数の減 ・ 増加

便益・費用



の件数は大きく減少する」、仮説②「旧耐震基準の建物となった場合、増築等の件数は減少しても大きなものではない、または増加する」が導かれる。

3 凍結効果に関する実証分析方法

3.1 分析データの作成

実証分析では、形態不適格または旧耐震基準であることが増築等に与える影響を明らかにするが、そのためには、個々の建築物が増築等を行なっているか否か(=個々の建築物の増築等の履歴)、個々の建築物の不適格状況)といった情報が必要となる。入手可能な情報にはこのような情報がないため、(1)個々の建築物の増築等の履歴の調査と(2)個々の建築物の不適格状況の把握の調査を行ない、これらの情報を分析データと

表1-抽出された建築物 (調査対象建築物) の数

新築		行政区						
時期	川崎	幸	中原	高津	多摩	計		
i	171	62	131	73	44	481		
ii	150	71	115	100	70	506		
iii	257	109	208	156	87	817		
計	578	242	454	329	201	1804		

- 注1) 高津区および多摩区から分区した宮前区および麻生区 は、それぞれ高津区および多摩区に含めて計上している。
 - 2)延べ面積、階数等の情報がないものは除いている。

して作成する必要がある。

(1)個々の建築物の増築等の履歴の調査

①調查対象

調査対象とする建築物は、川崎市⁴⁾の容積率等の規制が導入された時期(1973年12月25日) および耐震基準が強化された時期(1981年6月1日)の前後3年間に新築された建築物⁵⁾で、階数3以上⁶⁾の商業系用途⁷⁾のものである。

②調查方法

これらの調査対象建築物を、川崎市から入手 した建築計画概要書の情報(図5)から抽出す る(図5の場合、ID1とID3)。抽出された調 査対象建築物のサンプル数を表1に示す。

次に、抽出された調査対象建築物の個々の増築等の履歴を調査する。建築計画概要書の情報は、例えば同じ敷地で増築、建替え(新築)が行なわれていたとしても別々の情報となっており、そのままでは増築等の履歴がわからない。そこで、建築計画概要書の情報(図5)に含まれる地名地番をもとに、次の手順で調査を行なった。

図5 ―建築計画概要書の情報(イメージ)

ID	処分年月日	地名地番	工事種別	主要用途	敷地面積	建築面積	延べ面積	延べ面積計	回数	高さ	
1	1971/1/1	○○123	<u>新築</u>	店舗	300.0	170.0	550.0	550.0	_3_	12.0	
2	1991/3/1	$\bigcirc\bigcirc$ 123	増築	店舗	350.0	50.0	50.0	600.0	3	12.0	
3	1973/6/1	$\triangle \triangle 456$	新築	事務所	300.0	170.0	550.0	550.0	_4_	15.0	• • • •
4	1993/1/1	$\triangle \triangle 456-2$	新築	事務所	280.0	150.0	750.0	750.0	5	20.0	
5	1993/7/1	△△456の一部	新築	事務所	100.0	60.0	300.0	300.0	5	20.0	
6	1995/2/1	△△455、456-1	新築	事務所	400.0	360.0	1500.0	1500.0	7	25.0	• • •

図6-ブルーマップ等による図上調査(イメージ)

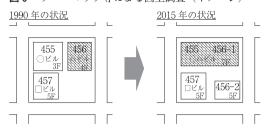
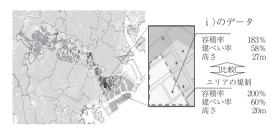


図7 ―調査対象建築物と都市計画の空間情報の重ね合 わせおよび形態不適格の判定(イメージ)



〈増築の履歴の把握〉

- ・建築計画概要書の情報をもとに、抽出された 調査対象建築物と同一地番または類似の地 番⁸⁾で工事種別が「増築」のものを抽出。
- ・増築後の延べ床面積の合計が、調査対象建築 物の延べ床面積に増築の増床分を加えたもの であることを確認し、当該増築が、調査対象 建築物の増築であると判定。

〈建替えの履歴の把握〉

- ・調査対象建築物の地名地番等⁹⁾をもとに、ブルーマップで立地状況を確認(図6)。
- ・立地状況(建物規模、名称または階数)が変 わっている場合、建替えられたと判断し、建 替え後の地番を確認。
- ・建築計画概要書の情報(図5)の中で、建替 え後の地番と整合的な新築の情報を確認し、 これが調査対象建築物の建替えであると判定 (図6のケースでは、地番456に建築されてい た建物が地番455および456-1に建築される建 物に変わっていることがわかる。このことを もとに図5を見ると、ID3が ID6の建物に建 替えられたと判定できる)。

図8-不適格類型別 増築を行なった建築物の割合(累積)

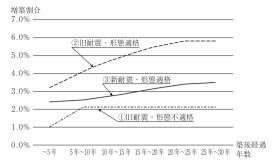
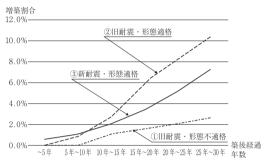


図9 一不適格類型別 建替えを行なった建築物の割合 (累積)



(2)個々の建築物の不適格状況の把握

次に、調査対象建築物が形態不適格であるか否かを把握する。まず、川崎市で容積率、建ペい率、高さの規制が導入された1973年12月25日の都市計画決定時の都市計画図等¹⁰⁾を ArcGISでトレースし、容積率、建ペい率および高さの制限値の情報を空間情報として整備した。これに、(1)で作成した履歴データを重ね合わせ¹¹⁾、調査対象建築物の属性情報(容積率、建ペい率および高さ)と空間の属性情報(容積率、建ペい率および高さの規制値)を比較することで形態不適格状況の把握を行なった(図7)。

3.2 分析データの概観

3.1節で作成された分析データを単純集計すると、調査対象建築物の総数は1804棟であり、このうち築後30年以内に増築されたものが約4.8%、建替えられたものが約8.4%である¹²⁾。また、既存不適格等の類型は「①旧耐震・形態不適格」「②旧耐震・形態適格」「③新耐震・形態適格」の3類型¹³⁾あり、それぞれ分析データの約10.4%、約44.3%、約45.3%を占める。

図10—仮説①および仮説②と分析①および分析②との 関係

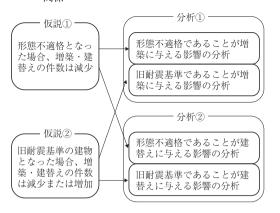


図8は、この3つの不適格類型別に増築を行なった建築物の割合を、横軸を築後経過年数として累積で見たものであり、図9は、建替えについて同様に見たものである。いずれも、②と③の比較から、旧耐震は新耐震よりも増築・建替えされる割合が高い傾向が見られ、①と②の比較から、形態不適格は形態適格よりも増築・建替えされる割合が低い傾向が見られる。

3.3 回帰分析

3.2節で見た傾向は、分析データの単純集計であり、形態不適格または旧耐震という要因だけでなく、増築・建替えに与えると考えられる他の要因(立地など)も含む結果として表れている。そこで、形態不適格または旧耐震という要因が増築・建替えに与える影響をより精緻に分析し、2.2節後段で挙げた2つの仮説を検証するため、回帰分析を行なう。

推定モデルは、築後30年以内の増築、および 建替え(いずれもダミー変数)をそれぞれ被説 明変数とするプロビットモデルとする。

分析は、被説明変数に応じ、分析①(形態不適格または旧耐震基準であることが増築に与える影響)と分析②(形態不適格または旧耐震基準であることが建替えに与える影響)に分けて行なう。なお、仮説①および仮説②と、分析①および分析②との関係は図10のとおり。

推定式を以下に、基本統計量を表2に、被説

表 2 — 基本統計

変数名	平均	標準偏差	最小値	最大値
築後30年以内の増 築ダミー	0.048	0.214	0	1
築後30年以内の建 替えダミー	0.085	0.279	0	1
形態不適格ダミー	0.101	0.302	0	1
形態不適格(途中 で適格)ダミー	0.003	0.053	0	1
旧耐震ダミー	0.547	0.498	0	1
最寄り駅からの距 離	521.069	395.130	19.287	3059.951
RC造ダミー	0.419	0.494	0	1
商業系用途地域ダ ミー	0.551	0.498	0	1
延べ床面積	683.916	1876.542	39.015	41515.61
階数	3.677	1.270	3	14

注)いずれの変数も観測数は1804である。

明変数および説明変数の説明を表3に示す。

〈分析①の推定式〉

Prob(築後30年以内増築ダミー=1)

$$=$$
Prob $(v*>0)$

 $v^* = \alpha + \beta_1$ (形態不適格ダミー)

+β₂(形態不適格(途中で適格)ダミー)

- + B₃(旧耐震ダミー)
- +β₄(最寄り駅からの距離)
- +β₅(RC 造ダミー)
- +β6(商業系用途地域ダミー)
- +β₇(延べ床面積)+β₈(階数)+ε

Prob(築後30年以内建替えダミー=1)

 $= Prob(v^* > 0)$

 $v^* = \alpha + \beta_1$ (形態不適格ダミー)

- +β2(形態不適格⟨途中で適格⟩ダミー)
- + β₃(旧耐震ダミー)
- +β4 (最寄り駅からの距離)
- +β₅(RC 造ダミー)
- +β₆(商業系用途地域ダミー)
- +β₇(延べ床面積)+β₈(階数)+ε

4 凍結効果に関する実証分析結果

4.1 分析①形態不適格または旧耐震基準である ことが増築に与える影響の推定結果

推定結果は表4のとおりである。

表3-使用する変数の内容と出典

変数	内容	出典
築後30年以内の増築ダミー	築後30年以内に増築している場合:1 築後30年以内に増築していない場合:0	川崎市の建築計画概要書の情報 等から作成(4.1節参照)
築後30年以内の建替えダ ミー	築後30年以内に立て替えている場合: 1 築後30年以内に立て替えていない場合: 0	同上
形態不適格ダミー	容積率、建ペい率または高さで不適格の場合: 1 容積率、建ペい率、高さのいずれも適格の場合: 0	同上
形態不適格 (途中で適格) ダ ミー	容積率、建ぺい率または高さで一旦形態不適格となるが、そ の後の規制緩和により不適格でなくなった場合: 1 容積率、建ぺい率または高さで不適格のままの場合: 0	同上
旧耐震ダミー	旧耐震基準で建ててられた建築物 (81/5/31以前) の場合: 1 新耐震基準で建てられた建築物 (81/6/1 移行) の場合: 0	同上
最寄り駅からの距離	最寄り駅から調査対象建築物までの距離(単位:メートル)	GISデータ (国土数値情報)
RC造ダミー	鉄筋コンクリート造の場合: 1 鉄骨造または木造の場合: 0	川崎市の建築計画概要書の情報
商業系用途地域ダミー	用途地域が、商業地域または近隣商業地域の場合: 1 上記以外の用途地域の場合: 0	川崎市の都市計画図をGIS上で トレースし作成(4.1節参照)
延べ床面積	建築物の延べ床面積の合計(単位:平方メートル)	川崎市の建築計画概要書の情報
階数	建築物の地上階数	同上

表4 一分析①の推定結果

被説明変数:築後30年以内の増築

変数名	係数	標準誤差
形態不適格ダミー	-0.53968**	0.22474
形態不適格(途中で適格)ダミー	0.73760	0.65068
旧耐震ダミー	0.31531 ***	0.11653
最寄り駅からの距離	0.00001	0.00014
RC造ダミー	0.26272**	0.11911
商業系用途地域ダミー	-0.20453*	0.11877
延べ床面積	0.00016***	0.00003
階数	-0.06880	0.05142
定数項	-1.73944***	0.21163
観測数	1,804	

注) ***、**、* はそれぞれ有意水準1%、5%、10%を示す。

形態不適格ダミーを見ると、5%水準で統計的に有意に負の値が推定された。このことは「形態不適格となった建築物は築後30年以内に増築される確率が低くなる」ことを意味する。

旧耐震ダミーを見ると、1%水準で統計的に 有意に正の値が推定された。このことは、「旧 耐震基準となった建築物は築後30年以内に増築 される確率が高くなる」ことを意味する。

RC 造ダミーを見ると、5%水準で統計的に 有意に正の値が推定された。このことは、鉄筋 コンクリート造の場合は、鉄骨造または木造の 場合よりも増築される確率が高いことを意味する。一方、後述する分析②では、鉄筋コンクリート造の場合は、鉄骨造等の場合よりも建替えられる確率が低いことが示されていることから、この結果は、「鉄筋コンクリート造の建築物は、鉄骨造等の建築物と比べ、建替えられにくく、増築が選ばれる傾向がある」ことが示されたものと考えられる。

商業系用途地域ダミーを見ると、10%水準で統計的に有意に負の値が推定された。このことは、商業系用途地域の場合、他の用途地域よりも増築される確率が低いことを意味する。一方、後述する分析②では、商業系用途地域の場合は、他の用途地域の場合よりも建替えられる確率が高いことが示されていることから、この結果は、「商業系用途地域では、他の用途地域と比べ、増築されにくく、建替えが選ばれる傾向がある」ことが示されたものと考えられる。

延べ床面積を見ると、1%水準で統計的に有意に正の値が推定された。このことは、延べ床面積が大きな建築物ほど増築される確率が高いことを意味する。

次に、推定結果から得られる推定式をもとに、

「形態不適格になった場合に築後30年以内に増築される確率」および「旧耐震の場合に築後30年以内に増築される確率」を推計する。推計にあたっては、推定式の変数に、形態不適格ダミーおよび旧耐震ダミー以外の変数についてはそれぞれサンプルの平均値(表2の基本統計量で示す平均値)を代入し、形態不適格ダミーおよび旧耐震ダミーについては0と1の組み合わせにより、3.2節で述べた3つの類型(「①旧耐震・形態不適格」「②旧耐震・形態適格」および「③新耐震・形態適格」)に対応させ代入した。これにより、他の変数を平均値で固定し、形態不適格ダミーおよび旧耐震ダミーのみを変動させた比較を行なうことができる。

推計の結果、築後30年以内に増築される確率は、「①旧耐震・形態不適格」では1.75%、「②旧耐震・形態適格」では5.84%、「③新耐震・形態適格」では2.98%となった。①と②の推計結果の比較から、形態不適格になると、築後30年以内に増築される建築物の割合は約7割減少(5.84/100件が1.75/100件に減少)することがわかる。また、②と③の推計結果の比較から、旧耐震の場合、築後30年以内に増築される建築物の割合は約9割増加(2.98/100件が5.84/100件に増加)することがわかる。

4.2 分析②形態不適格または旧耐震基準である ことが建替えに与える影響の推定結果

推定結果は表5のとおりである。

形態不適格ダミーを見ると、5%水準で統計的に有意に負の値が推定された。このことは、「形態不適格となった建築物は、築後30年以内に建替えられる確率が低くなる」ことを意味する。

旧耐震ダミーを見ると、1%水準で統計的に 有意に正の値が推定された。このことは、「旧 耐震基準となった建築物は築後30年以内に建替 えられる確率が高くなる」ことを意味する。

RC 造ダミーを見ると、1%水準で統計的に 有意に負の値が推定された。このことは、分析

表5-分析②の推定結果

被説明変数:築後30年以内の建替え

変数名	係数	標準誤差
形態不適格ダミー	-0.53804**	0.21102
形態不適格(途中で適格)ダミー	_	
旧耐震ダミー	0.22199**	0.09147
最寄り駅からの距離	-0.0002	0.00013
RC造ダミー	-0.32868 ***	0.10470
商業系用途地域ダミー	0.22626**	0.09931
延べ床面積	-0.00002	0.00004
階数	-0.01353	0.05007
定数項	-1.3172***	0.18966
観測数	1,799	

注) ***、**、*はそれぞれ有意水準1%、5%、10%を示す。 形態不適格(途中で適格)ダミーは、形態不適格ダミーと の多重共線性があるため除いて分析している。

①の同ダミーの推定結果で述べたとおりである。

商業系用途地域ダミーを見ると、5%水準で統計的に有意に正の値が推定された。このことは、分析①の同ダミーの推定結果で述べたとおりである。

次に、推定結果から得られる推定式をもとに、 分析①と同様の変数設定により「形態不適格に なった場合に築後30年以内に建替えられる確 率」、および「旧耐震の場合に築後30年以内に 建替えられる確率」を推計する。

推計の結果、築後30年以内に建替えられる確率は、「①旧耐震・形態不適格」では3.49%、「②旧耐震・形態適格」では10.12%、「③新耐震・形態適格」では6.72%となった。①と②の推計結果の比較から、形態不適格になると、築後30年以内に建替えられる割合は約6割減少(10.12/100件が3.49/100件に減少)することがわかる。また、②と③の推計結果の比較から旧耐震の場合、築後30年以内に建替える割合は約5割増加(6.72/100件が10.12/100件に増加)することがわかる。

4.3 実証分析のまとめ

実証分析の結果、仮説①について、形態不適格となった場合、築後30年以内に増築される割合が約7割、建替えられる割合が約6割減少することが確かめられた。また、仮説②について、

旧耐震基準の建物となった場合、築後30年以内 に増築される割合が約9割、建替えられる確率 が約5割増加することが確かめられた。

5 まとめ

本研究の結果から、形態不適格となった建築物は、築後30年以内の増築、建替えともに減少することが明らかとなった。増築等が行なわれないということは、形態不適格の状態が改善されず、建築物周囲に対する負の外部性(交通混雑、日照・通風の阻害など)が長期間にわたって解消されない状況にあることを意味する。既存不適格状態の改善のための規制が、既存不適格状態の改善を阻害する市場の反応を生んでいるということになる。

このような実態を踏まえると、既存の建築物 の周囲に対する負の外部性をより適切にコント ロールする方策を検討することが必要であろう。

また、旧耐震基準の建築物は、築後30年以内の増築、建替えともに増加することが明らかとなった。このことは、耐震化することの便益(私的便益)が耐震化の費用を上回る場合があるためと考えられる。一方、建築物の耐震性を外部性対策(地震時に倒壊することなどにより建物周囲へ危害を及ぼすことを防止する性質のもの)という観点で見ると、建築主の私的便益に応じた改善のみでは社会的に望ましい改善水準から見て過小に留まってしまう。このことからすると、現行の規制方策には、社会的に望ましい改善水準へと誘導する方策に改善する余地があるといえよう。

注

- 1) 社団法人日本建築学会(2009)36頁。
- 2) 都市住宅学会シンポジウム報告(2004) 8頁。
- 3) 以降の理論分析においては、規制がもたらす外部性を明示的には考慮していない。つまり、以下に述べる便益とは私的便益を指す。しかし、増築等により社会的な便益を発現させることが制度の目的であるため、増築等が凍結されることは厚生上の損失をもたらしていると考えられる。
- 4) 関東、近畿、九州の7県市にヒアリングを行ない、 調査に必要な資料 (1971年以降の建築計画概要書の

- データなど)が最も揃っている川崎市を対象とした。
- 5) 規制強化により既存不適格となったもの、旧耐震基準のものを抽出するため。具体的な調査対象期間は、(i)1971年1月1日から1973年12月24日、(ii)1976年1月1日から1978年12月31日、(iii)1981年6月1日から1984年5月31日。新築された時期については、建築確認処分の年月日をおおよその新築の着工時期として扱っている。
- 6) 防火地域等による規制の影響を極力排除するため。
- 7)主要用途が事務所または店舗である(またはこれらを含む)建物。なお、住居系用途については、合意形成の問題が増築等を困難にしている影響が大きく別途検証が必要であると考えられるため、本研究では扱わないこととした。
- 8) 建築後の分筆などで地番に支号(枝番)が付くケースがあるため。
- 9) 建築後に地名地番に支号(枝番)が付くケースなど があるが、その場合には建築主等氏名(建物名称と なっている場合が多い)、階数、建築面積も取り扱う。
- 10) それ以降の主な改定時(1987年9月29日および 1996年5月10日)の都市計画図
- 11) この際、調査対象建築物の位置情報を取得することが必要となる。本研究では、総務省統計局および統計センターが提供する地理情報システム(jSTAT MAP)を用いて建物毎の緯度・経度情報を取得した。取得した位置情報の精度が市・字レベルのものは、ブルーマップをもとに修正を行なった。
- 12) 分析データは建築確認の情報をもとに作成されたものであるため、無届けでなされた増築等については含まれていない。
- 13)「新耐震・形態不適格」の類型は存在しない。なぜなら、新耐震基準の導入後のサンプル抽出期間に形態不適格が生じる都市計画の変更がないため。

参孝文献

- 大澤昭彦・中井検裕・中西正彦 (2011)「高度地区における既存不適格建築物の建替え救済措置の実態に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』第76巻、第668号、1911-1918頁。
- 社団法人日本建築学会(2009)「建築にかかわる社会規範・法規範特別調査委員会」建築関連法制度の基本小委員会報告「良好な建築と住環境の質を達成するための建築関連諸制度のあり方」
- 逐条解説建築基準法編集委員会 (2012)『逐条解説 建 築基準法』ぎょうせい。
- 都市住宅学会シンポジウム報告(2004)「特集 既存建築ストックの住宅へのコンバージョン」『都市住宅学』45号、3-12頁。
- 水谷龍一(2012)「耐震性向上を伴う総合的改修における建築関連法規制への設計対応に関する研究 その2」『日本建築学会大会学術講演梗概集』2012(建築計画)1079-1080頁。
- 米野史健 (2001)「ダウンゾーニングで生じた既存不適格マンションへの対応に関する考察」『都市計画学会学術研究論文集』第36号、457-462頁。

住宅価格と既婚女性労働力参加の因果関係

William R. Johnson (2014) "House Prices and Female Labor Force Participation," *Journal of Urban Economics*, Vol.82, p1-11.

はじめに

アメリカでは、住宅価格と既婚女性の労働力参加には正の相関があることが明らかになっている。しかし、因果関係の方向については、住宅価格が既婚女性の労働力参加に影響を与えているケースと、既婚女性の労働力参加が住宅価格に影響を与えているケースの両方を考えることができる。つまり、住宅価格が高くなれば今までの生活水準を維持するために既婚女性が働きに出る必要があるし、共働き世帯は都心に住めば通勤費の節約になるので、結果として共働き世帯の多い都心の住宅価格は上昇する。

この因果関係の方向について実証したのが、 Johnson (2014) で あ る。Johnson (2014) は、既 婚女性の労働力参加も住宅価格も内生的に決まると 考え、これら2つの要因について操作変数を用いて 因果関係の方向を検討した。以下では、その概要を 説明する。

理論的枠組み

理論的枠組みは以下の通りである。ここでは、次の①~⑩の条件を仮定する。

- ①各都市は分離していて、それぞれの都市の中心 点に雇用がある。
- ②都市内の世帯数は固定。
- ③労働者は自宅から中心点まで通勤する。
- ④すべての世帯は夫と妻の2人で構成される。
- ⑤夫は必ず労働をするが、妻は労働の有無を選択 することができる。
- ⑥居住地と妻の就業選択は同時に決定される。
- ⑦夫と妻の賃金率は同一である。
- ⑧都市部の各世帯は賃金率のみが異なり、その他の選好は同一である。
- ⑨各世帯は住宅を建てるのに、1単位の面積を借

りなければならない。

⑩すべての世帯は、地代と通勤費用を除いた正の ネットの所得を得る(参加制約)。

居住地と既婚女性の労働供給は、以下の予算制約 と世帯の効用関数をもとに決定される。

$$U(\!H\,\text{,}\,c)\!=\!\frac{c^{1-\gamma}}{1\!-\!\gamma}\!*\!\exp(\,\phi_1\!H)\!-\!\phi_2\!H \eqno(1)$$

$$c = w^m + w^f H - R(r) - \alpha r(w^m + w^f H)$$
 (2)

ここで、c は住宅を含む消費財、w^mは夫の賃金、w^fは妻の賃金を表す。H は妻が働く場合は1、それ以外は0をとる乗数である。R(r)は地代関数、r は中心点から居住地までの距離である。また、αr(w^m+w^fH)は通勤費用である。α は通勤速度に対して負の影響を与えるパラメータで、通勤スピードが速いほど通勤費用は低くなる。さらに、φ₁、φ₂、γ は選好のパラメータである。各世帯は、(2)式を所与として(1)式を最大にするように消費の決定と妻の就業選択を行なう。(1)、(2)式より、中心地からの最適な距離 r の一階の条件は以下の通りである。

$$R'(r) = -\alpha(w^m + w^f H) \tag{3}$$

(3)式より、共働き世帯はより中心地に近い場所に居住し、夫のみが就業する世帯は中心地から遠い場所に居住することがわかる。

各世帯が妻の就業の有無を決める際には、共働きの場合の効用と夫のみが就業する場合の効用を比較し、高いほうを選択する。妻が就業する場合には、 以下の不等式が成り立つ。

$$\frac{\left[(w^{m} + w')(1 - \alpha r_{1}) - R(r_{1}) \right]^{1-\gamma}}{1 - \gamma} \exp(\phi_{1})$$

$$-\phi_{2} > \frac{\left[(w^{m})(1 - \alpha r_{0}) - R(r_{0}) \right]^{1-\gamma}}{1 - \gamma} \tag{4}$$

r₁は妻が就業した場合の中心地から居住地までの 最適な距離、r₀は妻が就業しない場合の中心地から 居住地までの最適な距離である。同一の都市に共働 き世帯と夫のみが就業する世帯が存在する場合、(4) 式の不等式が等式になるような賃金が存在する。そ のような賃金をw*とする。

いま、都市の中にN世帯が住んでいると仮定し、都市内で受け取られる最も低い賃金をw、最も高い賃金をwとする。このとき、ある賃金wを受け取る世帯数は(5)式のような賃金の確率密度関数で表される。ただし、賃金の範囲はwからwの間である。

$$f(w) \quad [w, \overline{w}]$$
 (5)

土地は住宅を建てる以外にも、機会費用 a で農業など他の用途に使うことができる。夫のみが就業する世帯の場合、通勤費用を共働き世帯よりも安く抑えることができるため、都市の境界線に居住する。ここで、都市圏を円として考える。都市の中心地から境界線までの距離を \bar{r} とすると、各世帯は住宅を建てるのに 1 単位の土地を借りる必要があるので、都市内の人口は $N=\pi\bar{r}^2,\bar{r}=\sqrt{\frac{N}{\pi}}$ となる。ただし、都市間では地理的な要因や建築物の規制によって建物を建てることのできる土地の広さが異なる。ここで、 θ を建物を建てることができる土地の割合だとすると、都市の中心地から境界線までの距離は以下のように書き直すことができる。

$$\overline{r} \! = \! \sqrt{\frac{N}{\theta \pi}} \hspace{1cm} (6)$$

さらに、w*の賃金を受け取る世帯が住む中心地からの距離をr*であるとする。このとき、r*よりも内側に共働き世帯が住み、r*よりも外側に夫のみが就業する世帯が住む。1-F(w*)が賃金をw*以上受け取る世帯の割合だとすると、r*は(7)式のように表現できる。

$$r(w^*) = \sqrt{\frac{N[1 - F(w^*)]}{\theta \pi}} \tag{7}$$

また、(3)式より r^* での付け値地代関数は次の通りである。

$$R(r^*) \! = \! a \! + \! \alpha \! \int_{r^*}^{\bar{r}} \! F^{-1}(1 \! - \! \frac{\theta \pi r^2}{N}) dr \tag{8}$$

Johnson (2014) では、以上のモデルの中のψ₂と θについて検討している。ψ₂は妻が働くことで生じる世帯の効用の減少分であるが、(4)式よりψ₂が高いほど妻が働くことで世帯の効用の減少分が大きくなる。よって、既婚女性の労働力参加は減少する。ま た、θは先述の通り建物を建てることのできる土地の割合である。(8)式より、θの値が大きいほど地代は安くなる。また、(7)式より、θの値が大きいほど中心地からr*までの距離は短くなる。これは、既婚女性の労働力参加が減少することを意味する。つまり、このモデルでは因果関係の方向についてどちらの方向からの効果も考えられる。

実証分析手法とデータ

因果関係の方向を実証するために、Johnson (2014) では操作変数法による2つの推定を行なっ ている。1つは、住宅価格から既婚女性の労働力参 加への影響を検討するための推定である。都市部に おける平均通勤時間と住宅価格の内生性をコントロ ールするために、都市水準での地理的な特性を操作 変数として用いている。もう1つは、既婚女性の労 働力参加率から住宅価格への影響を検討するための 推定である。既婚女性の労働力参加の内生性をコン トロールするために、第二次世界大戦での各都市の 男性の死亡率を操作変数として用いている。女性の 労働力参加の操作変数として用いる変数は、女性の 労働力参加や所得に影響する一方で、住宅価格には 直接影響しないことが必要である。Johnson (2014) では、第二次世界大戦での各都市の男性の 死亡率は長期的に女性の労働供給に影響を与え、そ の一方で住宅価格には直接影響しなかったことから 女性の労働力参加の操作変数として採用している。

使用データは the 2000 Census Public Use Micro Sample (PUMS) の世帯のサンプルである。この中でも、都市部に居住する、世帯内に配偶者が存在する21~65歳の既婚女性のサンプルの1%を使用した。記述統計量は表1の通りである。

実証結果I

まず、住宅価格から既婚女性の労働力参加への影響の分析結果をみていこう。ここで、住宅の質を調整するために、住宅価格には Rosenthal-Chen house price index を P いている。また、先述した住宅価格と平均通勤時間の操作変数には、建築可能な土地の割合と傾斜地の割合を使用している。被説明変数には既婚女性の労

表1一記述統計量

都市水準の変数	平均(標準偏差)	個人水準の変数 (N=203974)	平均(標準偏差)
Rosenthal - Chen house price index standardized (N=297)	0 (1)	教育水準 高校	0.257 (0.44)
Olsen house price index standardized (N=329)	0(1)	大学中退	0.301 (0.46)
建築可能な土地の割合 (N=283)	0.925 (0.158)	大学	0.306 (0.46)
勾配20%以上の傾斜地の割合(N=93)	0.07 (0.111)	労働力参加	0.679 (0.46)
平均通勤時間(最短)(N=295)	22.5(3.7)	5 歳以下の子供数	0.30(0.60)
女性の労働力参加率 (%) (N=277)	58.0 (5.4)	他の家族の所得(1000\$)	63.76 (66.57)
フルタイム労働の平均所得 (男性) (1000\$) (N=275)	36.4(4.7)	妻の賃金所得(1000\$)	20.97 (29.19)
フルタイム労働の平均所得 (女性) (1000\$) (N=275)	25.7(3.4)	都市部の失業率(2000年4月)	3.62(1.64)
第二次世界大戦における男性の死亡率(N=348)	0.454 (0.068)		

注)Rosenthal-Chen house price index と Olsen house price index は標準化している。

表2一住宅価格が既婚女性の労働力参加に与える影響の推定

	被説	明変数:既婚	 女性の労働力	参加	初		死婚女性の所	得
	(1)Probit	(2) IVProbit	(3) Probit	(4) IVProbit	(1) Tobit	(2) IVTobit	(3) Tobit	(4) IVTobit
高校	0.461*** (0.020)	0.457*** (0.009)	0.462*** (0.019)	0.460*** (0.010)	13.3*** (0.67)	13.3*** (0.25)	13.2*** (0.66)	13.3*** (0.26)
大学中退	0.717*** (0.017)	0.716*** (0.008)	0.720*** (0.017)	0.717*** (0.012)	21.2*** (0.94)	21.4*** (0.29)	21.19*** (0.92)	21.44*** (0.27)
大学	0.936*** (0.017)	0.936*** (0.010)	0.936*** (0.017)	0.938*** (0.011)	35.9*** (1.51)	36.4*** (0.37)	35.85*** (1.5)	36.45*** (0.30)
5歳以下の子供の数	-0.405*** (0.011)	-0.405*** (0.005)	-0.404*** (0.011)	-0.405*** (0.006)	-8.13*** (0.30)	-8.15*** (0.17)	-8.14*** (0.30)	-8.15*** (0.14)
他の世帯員の所得 (×10^-6)	-2.7*** (0.17)	-2.68*** (0.05)	-2.71*** (0.17)	-2.68*** (0.05)				
他の世帯員の所得 (×10^-3)					-0.031*** (0.006)	-0.031*** (0.002)	-0.031*** (0.0058)	-0.031*** (0.003)
都市部の失業率	-0.025*** (0.006)	-0.026*** (0.002)	-0.024*** (0.006)	-0.027*** (0.002)	-0.702*** (0.168)	-0.737*** (0.06)	-0.662*** (0.16)	-0.741*** (0.06)
Rosenthal - Chen house price index	0.002 (0.013)	-0.032*** (0.004)			1.10*** (0.39)	-0.02 (0.14)		
Olsen house price index			0.015 (0.012)	-0.041*** (0.006)			1.44*** (0.271)	-0.043 (0.17)
平均通勤時間	-0.008*** (0.003)	-0.002 (0.002)	-0.011*** (0.004)	-0.002 (0.004)	0.023** (0.009)	0.377*** (0.08)	0.097 (0.09)	0.39*** (0.09)
標本数	196831	192295	196831	192295	196831	192295	196831	192295

注)どちらのモデルでも、(1)、(3)の () 内は都市部に関するクラスタ標準誤差。(2)、(4)の () 内はブートストラップ標準誤差。***, ** はそれぞれ有意水準1%、5%の水準で統計的に有意であることを示す。

働力参加だけでなく、既婚女性の所得も用いて検討 している。

被説明変数に既婚女性の労働力参加をとった場合の推定結果は表2の左側の通りである。(1)と(3)は平均通勤時間と住宅価格を説明変数に入れてプロビットモデルで推定した結果である。(1)と(3)の違いは回帰に用いた住宅価格の指数であり、(1)では Rosenthal-Chen house price index、(3)では Olsen house price index を用いている。推定の結果、世帯やそ

の他の都市部の労働供給の決定要素をコントロール したあとでも、有意ではないが住宅価格は既婚女性 の労働力参加に正の効果を与えることがわかった。

一方、(2)と(4)では(1)、(3)の平均通勤時間と住宅価格指数を先述した都市水準の地理的な特性を操作変数として用いた推定結果である。その結果、Rosenthal -Chen house price indexも既婚女性の労働供給を増加させる効果を持たないことが明らかとなった。それどころか、推定された

表3 -- 既婚女性の労働力参加が住宅価格に与える影響の推定

		al-Chen lex	Olsen	index	
	(1)	(2)	(3)	(4)	
女性の労働力参加率	0.024 (0.077)	_	-0.077 (0.067)	_	
女性の平均所得	-	0.051 (0.157)	=	-0.173 (0.186)	
男性の平均所得	0.086** (0.037)	0.073 (0.074)	0.124*** (0.032)	0.169** (0.08)	
建築可能な土地の割合	-1.98** (0.87)	-1.82*** (0.40)	-1.11* (0.66)	-1.64*** (0.38)	
勾配20%以上の傾斜地の割合	2.75*** (0.63)	2.52*** (0.49)	1.76*** (0.63)	2.48*** (0.64)	
標本数	231	231	257	257	

注) () 内はロバスト標準誤差。***,**,* はそれぞれ有意水準1%、5%、10%の水準で統計的に有意であることを示す。

係数はどちらのケースでも正から負になっている。 特に、住宅価格が女性の労働力参加に正の効果を与 えるという仮説は強く棄却される。

表2の右側では、被説明変数に既婚女性の所得を用いて、トービットモデルで推定している。(1)、(3)では住宅価格と平均通勤時間を用い、(2)、(4)では操作変数を用いて推定した結果が示されている。(1)、(3)については住宅価格の係数が有意に正であるので、住宅価格の上昇は既婚女性の所得を増加させる効果を持つ。このことは、住宅価格の上昇によって女性がより長く働くようになることで所得が上昇する、もしくは教育以外の投資を行なうことによって女性が自身のスキルを向上させ、1時間当たりの所得を上昇させている可能性が考えられる。しかし、(2)と(4)の推定では住宅価格の係数は有意ではなく、符号も逆転している。

実証結果Ⅱ

次に、既婚女性の労働力参加率から住宅価格への 影響の分析結果をみていこう。既婚女性の労働力参 加の操作変数として、各都市の第二次世界大戦での 男性の死亡率を用いている。

結果は表3の通りである。女性の労働力参加率の係数の推定値も所得の係数の推定値も有意ではない。ただし95% 信頼区間の上限に注目すると、労働力参加については0.17、所得については0.36の正の効果がある。このことから、95% 信頼区間で考えた

場合は既婚女性の労働力参加が住宅価格に 正の効果を与えている可能性を無視することはできない。

さらに、Johnson(2014)では都市間のデータの代わりに、時間を通した都市内のデータを用いて既婚女性の労働力参加に対する住宅価格の変化の効果を計算している。そのために、1980年代から1990年代の都市部のデータと固定効果モデルの推定量を使って、女性の労働力参加(female LFP)に対する住宅価格の変化率(%ΔHouseprice)を回帰した。その結果は、以下の通りである

%ΔHouseprice_{i,t}

- =2.04femaleLFP_{i,t-1}
- -0.408Decade90s-0.471 (9)

ラグ付の女性の労働力参加の標準誤差は2.83である。よって、既婚女性の労働力参加と住宅価格の間に関係がないという仮説は棄却できないが、平均の効果は正であり、その大きさも無視できるほど小さいものではないことがわかる。

おわりに

Johnson (2014) では、既婚女性の労働力参加率と住宅価格の間の正の相関関係に着目し、その因果関係を明らかにすることを試みた。既婚女性の労働力参加の操作変数を各都市の第二次世界大戦時の男性の死亡率、住宅価格の操作変数を各都市の地理的な要因として回帰した結果、住宅価格から既婚女性の労働力参加に与える影響はあまりないものの、女性の所得に対しては影響を与えることが示唆された。また、既婚女性の労働力参加から住宅価格への影響も有意な結果ではなかったが、正の効果を無視することはできない。以上から、住宅価格が既婚女性の労働力参加に影響を与えるというよりも、既婚女性の労働力参加が住宅価格に影響を与える可能性のほうが大きいと言える。

平河 茉璃 絵 一橋大学大学院経済学研究科修士課程

センターだより

●新刊書のご案内

『住宅産業の円滑な海外展開を支援するビジネスライブラリー 2 〈モンゴル・ベトナム編〉』

「調査研究リポート」No.14314 平成28年3月刊 本体価格:3700円+税

わが国では、すでに人口減少社会に入り、近い将来世帯数についても減少するとされている。新築住宅着工戸数についても、リーマンショック後の急激な落ち込みからは若干持ち直しているものの、かつての規模は期待できないなど、わが国の住宅産業は戦略の抜本的な再構築が求められている。

他方、海外、特に今後成長が見 込まれ、新規の投資意欲が高い中 進国等においては、わが国の住宅 産業の持つ技術力、設計・施工能 力、管理能力、品質、経験は高く 評価されており、現地のプロジェ クト実施に当たって協力を要請さ れる事例は多い。 しかしながら、実際に海外に進出しようとしても、現実にはさまずまな障壁(法規制やローカルルールの存在、商慣習の違い、税制や環境対策等の予想外の経費の発生、コネクションの不足等)に遭遇し、プロジェクトが予定どおりに進展しないケースが散見される。また、こうしたリスクを嫌悪して企業が海外進出に二の足を踏むことも多い。

海外進出を円滑に進めるためには、情報収集やコネクションをれる。しかし、それのである。しかし、それの企業がそれぞれ取り組むとは、非効率であるだけでなる。フェントランナーには困難が伴うものである。フェントランナーが得た貴重な経験や知見を国ごとのまとが、ロットランナーが得た貴重な経験や知見を国ごとのまとが、ロッチョントへの円滑な参入が図られる。

特に、実際に現地に入り、政府 (地方行政府) や現地の企業体、 関係団体等との折衝を通じて得ら れる情報は、インターネットを通 じて収集できる情報とは比較にな らない貴重な示唆、教訓を提供す るものである。本リポートはモン ゴルおよびベトナムにおけるこう した情報を整理したものであして ミャンマー・中国編に続く、ジ ネスライブラリー第2弾であるで 実際には、以下の項目にそって現 地調査を行なっている。

- ・わが国の住宅産業が諸外国に進出するに当たっての障壁、課題等に関して、法律の運用ルール、商慣習の違い、物資の調達等に関する問題点等
- ・円滑に海外へ進出するために把握しておくべき事項として、現地組織に関する情報、キーパーソンやコンタクトポイントの存在、相手国の日本企業に対する期待・ニーズ、プロジェクト推進に係る手続きの流れに関する情報 等

本調査が、今後ますます増加するであろう住宅産業の海外進出の ための基礎資料として活用される ことになれば幸いである。

編集後記

リオ・オリンピックが閉幕した。 寝不足の日々から解放される安堵感 と、祭りが終わった寂寥感。多様な 種目での日本人選手の活躍に元気を もらった。

印象に残った競技はたくさんあるが、個人的には男子陸上400mリレーに感動した。黒人選手の活躍が当然の短距離種目の中で、アジア人が銀メダルを取れたことにとても驚かされた。また、あまり議論されていないが、男子レスリング57キロ級で銀メダルに終わった樋口選手の決勝戦も別の意味で印象に残った。どちらも、4年後の東京オリンピックで

のさらなる活躍を期待したい。

さて、4年後は東京でオリンピックが開催される。閉会式での東京大会のプレゼンテーションは、ドラえもんや安倍マリオが登場し、さらにはプロジェクションマッピングによる演出によって、次回大会に東京大会ではの競技を観戦しようかと早速いだる方。今後、さまざまな場面にくとである。今後、でと盛り上げていますでと思われるが、一般人である自分ももらいて、(K・H)

編集委員

委員長——浅見泰司 委員——浅田義久 中川雅之 山崎福寿

季刊 住宅土地経済

2016年秋季号(第102号) 2016年10月1日 発行 定価[本体価格 715円+税]送料別 年間購読料[本体価格2860円+税]送料込 編集・発行一公益財団法人

日本住宅総合センター 東京都千代田区二番町6-3 二番町三協ビル5階 〒102-0084 電話: 03-3264-5901

http://www.hrf.or.jp

編集協力——堀岡編集事務所印刷——精文堂印刷傑

本誌掲載記事の無断複写・転載を禁じます。